

【公益信託認可ガイドライン案イメージ】

第4章 公益信託認可の申請等

※ 公益信託認可基準(第3章)等の内容を踏まえて、添付書面、様式集については、更なる精査を予定

第4章 公益信託認可の申請等	1
第1 行政庁(公益信託法第3条)	1
第2 公益信託認可の申請(公益信託法第7条)	2
第3 公益信託の変更等の認可(公益信託法第12条)	10
第4 公益信託の変更の届出(公益信託法第14条)	13
第5 受託者の辞任の届出等(公益信託法第15条)	14
第6 公益信託の併合等の認可(公益信託法第22条)	15
第7 公益信託の継続(公益信託法第24条)	16
第8 信託の終了の届出(公益信託法第25条)	16
第9 清算の届出(公益信託法第26条)	17
第10 残余財産の帰属(公益信託法27条)	17
第11 信託行為に関する留意事項	17

第4章 公益信託認可の申請等

第1 行政庁(公益信託法第3条)

○ 公益信託制度においては、公益法人制度と共通の行政庁が担当することとし、行政庁の区分について認定法と整合的な形としている。すなわち、所管の行政庁は公益信託の受託者及び行政庁の双方にとって外形的に判断できる基準が望ましいとの考えの下、公益事務を行う地理的範囲に着目して、公益認可・監督処分等の権限を有する行政庁を定め、内閣総理大臣か都道府県知事かの所管行政庁を明らかにしたものである。

なお、公益法人制度においては、2以上の都道府県に事務所を設置する公益法人についても内閣総理大臣が行政庁となる(認定法第3条第1号イ)ところ、公益信託においては、受託者の全ての事務所において公益信託事務を処理するとは限らないことから、受託者の事務所が所在する場所については、行政庁の区分の基準としていない。

○ 公益事務を行う区域については、信託行為で定めることとされており(公益信託規則第1条第3号)、2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益信託は内閣総理大臣(公益信託法第3条第1号イ)、それ以外の公益信託はその公益事務を行う区域を管轄する都道府県の知事が行政庁(同条第2号)となる¹。また、公益事務を国内のほか海外で実施する旨信託行為で定める公益信託は、内閣総理大臣が行政庁となるものとして取り扱う。

○ 公益事務を複数の都道府県で行うか否かは、信託行為の記載によって判断する。公益事務を行う区域について信託行為に規定されない場合は、行政庁を確定することができず、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請として、行政手続法第7条の規定に基づき対応する(信託行為の記載について第●章第○節参照)。

例えば、国内の経済的に恵まれない家庭の高校生に対する奨学金の支給、全国規模又は広域での学術や産業の発展を図るための資金助成など、達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない公益信託は、2以上の都道府県において公益事務を実施するものと考えられるので、信託行為で他の都道府県を含めて公益事務の実施区域を定めることとなる。

一方、他の都道府県の居住者も来場し又は利用が可能な施設運営事業など、事業の受益対象者が他の都道府県に存在していても、複数の都道府県で事業を実施しているとはいえず、当該施設の所在する都道府県を公益事務の実施区域として定めることとなる。また、一の都道府県内の区域と海外の区域との交流を行うような事務については、当該一の都道府県の区域を公益事務の実施区域として定めることが想定される。

¹ 公益信託法第3条第1号ロに基づく政令は制定されていない。

- 公益事務を2以上の都道府県で行う信託行為の定めのある公益信託について、合理的理由なく、申請書の記載及び事業計画等において2以上の都道府県で公益事務を行うこととされていない場合など、信託行為に規定する公益事務を行う区域と申請書及び事業計画等の内容が整合しない場合には、受託者は、信託行為に従って公益事務を実施する意思がないと評価することができると考えられ、「公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されている」といえず、公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力を有していないと判断し得る。
- また、合理的な理由なく信託行為で定めた実施区域において公益事務を行っていない場合には、信託行為に従った事務運営がされていないものとして、監督上の措置の対象となり得るものとする。

第2 公益信託認可の申請(公益信託法第7条)

- 本条は、公益信託の受託者となろうとする者が、公益信託認可の申請に当たって申請書に記載する事項及び添付する書類について規定するものである。申請書に記載がなく、又は添付書類がない場合には、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請として、行政手続法第7条の規定に基づき対応する。
- 公益信託は、遺言信託(遺言にて設定する信託)による方法も可能であるが(公益信託法第4条第1項)、遺言信託における受託者の確定は、以下の理由により遺言の効力発生(＝遺言者死亡)後となるため、遺言信託による公益信託の申請は、遺言の効力発生(＝遺言者死亡)後に行うものとする。
 - ① 遺言者は、遺言の撤回や内容の変更が可能のため、遺言者の生存中においては公益信託に係る内容が削除又は変更される可能性を否定できな事。
 - ② 遺言にて受託者となる者が指定されても、指定された者は公益信託を引受けるか否かを選択でき(信託法第5条1項)、公益信託を引受けない可能性があること。指定された者が引受けない場合、裁判所が受託者を選任することとなる(信託法第6条第1項)。

(1) 申請書

- 申請書には、公益信託の名称、受託者及び信託管理人の氏名及び住所(法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、公益事務を行う都道府県の区域、公益事務の種類及び内容、公益信託に係る信託行為の内容に関する事項を記載しなければならない(公益信託法第7条第2項。公益事務の種類及び内容の記載については、第2章第1節第2(2)参照)。
- 第7条第2項各号に掲げる事項を変更するときには、第4①～⑤の場合を除き、予め変更認可を得る必要がある。

- 受託者の住所(法人の場合は主たる事務所)には、財産目録等を備置き、閲覧の請求に対応する必要がある(第○節参照)、氏名及び住所は公示(第○節参照)されることになる。

受託者が個人である場合の「住所」については、原則として、住民票上の住所とする。ただし、例えば、個人事業主たる弁護士は、その活動の拠点として住民票上の住所とは一致しない事務所を設けて業務をする場合があることを考慮する必要がある。当該事務所も生活の拠点の一つであると考えられること(※)に加え、業務上の書類は事務所に保管することが一般的であることや例えば弁護士法人が受託者である場合の書類の備置き等は事務所となることとのバランスをも考慮し、個人事業主が受託者となる場合の住所については、その事務所の所在地とすることを許容する。

なお、この場合の本人確認書類(公益信託規則第2条第3項第1号)については、個人番号カードの写し等に加え、当該事務所の所在地が記載された、士業の資格者団体が発行する身分証明書の写し等、事務所の所在地を証する書類を添付するものとする。

- 受託者が2人以上ある場合は、代表受託者(又は行政庁からの連絡に対応する窓口となる者)を申請書に記載し、その他の受託者の氏名等については、申請書別紙1(様式集●頁参照)に記載する。

代表受託者を定めることは、法令上の義務ではないが、行政庁への対応や、予期せぬ事態に迅速に対応する必要性等を考慮すると、受託者が2人以上ある場合に、公益信託事務を円滑に処理する上で、代表者を定めることが望ましい。行政庁による審査や監督の場面において、誰が対応するかが明確ではないために迅速に対応できないようなことがあれば、全体として、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しないものであると判断されることがあり得ることに留意する。

- 公益事務を行う都道府県の区域は、信託行為の規定を踏まえ、公益事務を行う都道府県名等を記載するとともに、公益事務を行う区域に係る信託行為の規定(又は条項)を記載する。
- 公益事務の種類及び内容は、公益事務名、公益事務の趣旨・目的、公益事務の概要、受益の機会、受益対象者の義務・受益の条件、公益事務の合目的性の確保の取組、公益事務の別表該当性、公益事務の公益性に関する説明、公益事務を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について記載する(申請書別紙2(様式集●頁参照))。
- その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項は、上記のほか信託行為に定めているすべての事項をいう。ただし、遺贈等の場合において、当該公益信託と無関係の記載がある

場合に、当該記載を除外することは差し支えない²。

- 申請書の当該事項の欄には、「別添信託契約書のとおり」と記載し、申請者において補足すべき事項がある場合は、申請書の別紙に補足事項を記載する。申請書の記載が信託行為（信託契約）の記載と異なると、混乱が生じるおそれもあるため、申請書には、信託行為と重複する記載を行うことはしない。

なお、公益信託認可がなされた場合には、申請書別紙1（様式集●頁参照）の公益信託に関する基本情報として記載された情報は、原則として、「公益法人information」における公益信託等の詳細に公表されることになる。

（2）添付書類

- 申請書には、下記①～⑥の書類を添付して提出することとされている。

① 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面（公益信託法第7条第3項第1号）

信託契約書や遺言書など、実質的に信託行為の内容を証することができる書面を添付する。

なお、信託行為の内容を証することができる書面については、行政庁による公表の対象であるが、個人情報保護の観点等から、例えば、個人である委託者の住所、遺言書のうち公益信託とは無関係の部分等を非開示とすることができるものとする。受託者は、申請に当たって委託者の意向を示すものとする。

② 事業計画書及び収支予算書（同項第2号）

事業計画書は、最初の信託事務年度に行う公益信託事務の具体的内容や実施方法等を記載するほか、翌年度以降、公益事務の拡大・縮小又は終了の予定がある場合には、公益事務の拡大・縮小又は終了に至る公益信託事務の計画を記載する。

公益事務の内容や実施方法について、信託行為及び公益認可申請書において公益事務について抽象的・包括的に記載している場合、事業計画書においてはその具体的な実施方法（公益信託事務該当性を確保するための取組を含む。）、規模等について記載しなければならない。申請書において、事業計画書に記載する旨を定めた事項については、必ず記載する。また、申請書において規程、要綱等において定めることとしている場合には、当該規程・要綱等を添付しなければならない。

信託行為・申請書にどの程度記載し、何を事業計画に記載する事項とするかは、何を公益信託の自律的なガバナンスに委ねるのかという観点を意識して記載することが望まれる。委

² 公益信託の運営と直接の関係がない事項であっても、公益信託の本旨の検討に当たって参照されるような内容は、「無関係」とは言えない。申請書に記載されない内容は、公益信託事務の処理に当たり、考慮することができない。

託者の意思や受託者の体制等を踏まえ、信託行為・申請書に具体的内容を記載し、事業計画は簡単なものにすることも可能である。

このほか、資産運用の方針その他信託財産の管理等についての方針があれば、記載する。

翌年度以降の公益信託事務の計画については、原則として、その時点における方針について記載すれば足り、特に必要がある場合³を除き、核的事項として具体的な記載は求めない。また、当該計画が財務的に実現可能であることについての説明を記載する⁴。

収支予算書は、当該信託事務年度の計画を予算面から裏付ける書類として、合同命令第31条に準じて、経常収益、事業費、管理費、経常外収益及び経常外費用に分けて区分する。公益事務の内容等に即して、適宜、細目を設ける。

収支予算書により、収支の見込み(経理的基礎)、財務規律適合の見込みなどを確認する。特定資産公益信託であって、合同命令第19条第3項の規定により収支決算書を作成する公益信託においては、収支予算書と収支決算書の対応を容易に比較できるよう、収支決算書の区分に沿った区分を設け、収入及び支出の見込みを明らかにする。

③ 公益事務に必要な許認可等を受けていることを証明する書類(同項第3号)

④ 経理的基礎を有することを明らかにする書類(同項第4号)

ア) 公益信託の設定時における信託財産に係る予定財産目録(公益信託規則第2条第2項第1号)(第3章第1(2)①ア参照)

信託設定時の予定財産目録は、財産目録(公益信託法第20条第2項第1号)の作成方法(公益信託規則第43条)に準じて作成する。予定財産目録は、財産基盤について確認するための書類であり、公益信託の規模等に応じた相当の公益事務を実施するに足る信託財産が記載されている必要がある。

少なくとも、信託行為に記載された財産(信託行為において、後日に拋出される旨が明記されているものを除く。)は、予定財産目録に記載されている必要がある。

イ) 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類(同項第2号)

別添「公益事務を行うのに必要な経理的基礎」(様式集●頁参照)(財産基盤の明確化・情報開示の適正性に係る資料)に、寄附金収入の見込みがある場合は大口拋出者の氏名又は名称、借入れの予定等を記載するとともに、経理規程等(不適正な経理処理や財産管理を防止するためのルール)を添付する。

³ 例えば、初年度は実質的に公益事務を行わないような場合など。

⁴ 事業計画書及び収支予算書は、信託行為の内容を証する書面と併せて、公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が処理される見込みであることを確認することができる程度の内容である必要がある(第3章第1(4)参照)

ウ) 受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類【検討中】

○ 法人その他の団体が受託者である場合

当該団体の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(最終事業年度がない場合にあっては、当該団体の成立の日における貸借対照表)。

これらは、法令等に定められた手続を経て作成されたものであり、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、作成されたものである必要がある。

○ 個人(法人その他の団体以外の者)が受託者である場合

当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書(同項第3号)に、前年(又は前年度)の年収並びに主な資産及び負債の額(その種類を含む。)を明らかにするものとする。この場合において、当該個人が個人事業主であって、貸借対照表を作成しているときは、貸借対照表及び損益計算書を当該書類として取り扱う。なお、公益事務の内容、信託財産の内容、受託者の収入及び財産の状況等に照らして必要がある場合には、行政庁が必要と認める書類として追加で説明を求めることがあり得るものとする。

エ) その他経理的基礎を明らかにする書類(同項第4号)【検討中】

ウ)及びエ)は、受託者のホームページ等において公表している場合(公表した日から1年を経過していない場合に限る。)は、その旨を記載した書類の提出をもって代えることができる(公益信託規則第2条第4項)。また、ウ)について、二以上の公益信託を引き受ける受託者が当該公益信託のうちの一の行政庁に提出したときは、当該書類の提出をした日から起算して一年を経過する日までの間、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができる。この場合には、当該一の公益信託の行政庁と他の公益信託の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない(公益信託規則第2条第5項)。

⑤ 公益信託報酬の支払基準(同項第5号)(第3章第1(10)参照)

⑥ その他内閣府令で定める書類(同項第6号)

ア) 受託者及び信託管理人の氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款、寄附行為又は規則並びに登記事項証明書)並びに本人確認書類の写し(個人番号カードの写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類として行政庁が適当と認めるもの)(公益信託規則第2条第3項第1号)

「行政庁が適当と認めるもの」は、運転免許証の写し、パスポートの写し等、行政手続において本人確認書類として一般的に使用されているものである。なお、受託者に係る書類について、二以上の公益信託を引き受ける受託者が当該公益信託のうちの一の行政庁

に提出したときは、当該書類の提出をした日から起算して一年を経過する日までの間、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができる。この場合には、当該一の公益信託の行政庁と他の公益信託の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない(公益信託規則第2条第5項)。

イ) 信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類(同項第2号)

当該書類は、就任時期を明らかにされている必要がある。

ウ) 上記のほか公益信託認可基準に適合することを説明した書類(同項第3号)【検討中】

本書類については、受託者のホームページ等において公表している場合(公表した日から1年を経過していない場合に限る。)は、その旨を記載した書類の提出をもって代えることができる(公益信託規則第2条第4項)。

- ・ 公益信託法第8条第2号に適合することを説明した書類(「受託者の運営組織に関する重要な事項」様式集●頁参照)
- ・ 同条第6号、第12号に適合することを説明した書類(「株式等の保有状況」様式集●頁参照)
- ・ 同条第8号に適合することを説明した書類として別表A(様式集●頁参照)
- ・ 同条第9号に適合することを説明した書類として別表B(様式集●頁参照)
- ・ 同条第10号に適合することを説明した書類として別表C(様式集●頁参照)

エ) 受託者、信託管理人及び公益信託が欠格事由に該当しないことを説明した書類として確認書(同項第4号、第5号及び第6号)(様式集●頁参照)

オ) 受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書(地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。)(同項第7号)

過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書・発行日から3月以内のものである必要がある。国税にあつては納税証明書「その4」であり、地方税にあつては様式が自治体ごとに異なる。また、地方税(都道府県税及び市町村税)にあつては、納付義務がある全ての税目に係る証明書が必要である。

なお、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出する者(上場会社等)若しくはこれに準ずる者又は他の法令の規定により法第9条第1号ロに掲げる者に該当しないことが明らかであると認められる者(公益法人、特定非営利活動法人等)は、法第9条第1号ロに掲げる者に該当しない旨を記載した書類を添付することで足りる(公益信託規則第2条第3項ただし書)。「これに準ずる者」とは、有価証券報告書を提出する者(上場会社等)の子会社のことである。

カ) 申請書の提出について、委託者(信託法第3条第2号に掲げる方法によってする場合に

あつては、遺言執行者を含む。)が承諾したことを証する書類(同項第8号)

公益信託は、委託者が、その思い・意思を実現するために財産を受託者に信託して、公益事務を行わせる仕組みであり、その趣旨を踏まえると、申請に係る公益信託の内容について受託者が十分に理解した上で、申請内容が委託者の思いに沿ったものであることを確認することは、極めて重要である。万一、受託者(候補)等による不適切な勧誘により、委託者の意思に沿わない公益信託が行われることがあれば、制度の信頼性を揺るがすことにもなりかねない。

このため、受託者は、委託者に対して、公益信託の内容等について十分に説明する必要があり、その上で、委託者が承諾することが求められる。受託者は、

- ・ 信託行為の必要的記載事項及び相対的記載事項(信託行為において記載を必要としている趣旨を含む。)(第○章第●参照)⁵その他信託行為の内容
 - ・ 申請書及び申請書に添付する書類(事業計画書及び収支予算書等)の内容
- について説明することが求められる。

キ) その他行政庁が必要と認める書類(同項第9号)【検討中】

第2章において「行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類として示した書類(●頁～●頁参照)

- その他行政庁が必要と認める書類について、公益事務内容等に応じて必要と考えられる書類・証憑等については第2章に記載している。本ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、受託者に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。
- 上記のほか、任意に「参考情報」の提出を依頼することもあり得るが、その際には、あくまで任意に求めるものである旨を示すものとする。
- 代理人による申請については、業として報酬を得て代理申請が行われる場合、法令遵守の観点から、原則行政書士等(行政書士、行政書士法人、弁護士又は弁護士法人)からの代理申請のみを認めることとし、行政書士名簿への登録を行っていない弁理士、公認会計士又は税理

⁵ 信託業法第25条においては、信託契約締結時に信託契約の内容として、同法第25条第3号から第16号までに掲げる事項を説明しなければならないとされている。公益信託規則第1条の規定は、信託業法第26条第1項各号の規定も参考に策定されている。

士からの申請は無償で行っている場合を除き認めない⁶⁷。代理申請には、委任状の添付が必要である。なお、代理申請を含め実態として受託者の事務局機能、事務実施等について外部に過度に依存しているときには、公益信託の受託者としての技術的能力を備えていないものと判断される場合もある。

○ 行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、次に掲げる者に対し、それぞれ掲げる事項について意見を聴くこととされている(公益信託法第10条)。

① 許認可等行政庁(その公益事務を行うに当たり、許認可等を必要とする場合に限る。):公益信託法第8条第1号、第2号及び第7号並びに第9条第1号イ及び第5号に規定する事由(第3章第1(1)・(2)・(7)及び第●参照)

② 国税庁長官等:公益信託法第9条第1号ロに規定する事由(第3章第2(●)参照)

③ 警察庁長官等:公益信託法第9条第2号二、第4号及び第6号に規定する事由(第3章第2●参照)

そのほか、審査に当たって必要がある場合には、公益信託法第40条の規定により、官庁、地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることは可能である。受託者又は信託管理人が公益法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他監督官庁がある法人である場合には、当該監督官庁に意見を聴くものとする。

○ 行政庁は、公益信託認可の申請に対する処分をしようとする場合(欠格事由に該当し、又は行政手続法第7条の規定に基づき、認定を拒否する場合を除く。)には、委員会等に諮問しなければならない(公益信託法第34条第1項第1号⁸)。その際には、公益信託法第10条の規定による許認可等行政機関の意見を付さなければならないとされている。

○ 委員会の答申は公表される(公益信託法第35条)。行政庁は、委員会の答申を尊重して処分を行う。

○ 行政庁は、公益認可をしたときは、その旨を公示することとされている(公益信託法第11条)。具体的には、「公益法人 information」において、①公益信託コード、②公益信託の名称、③受託者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在場所)、④公益事務の内容を公示する。【P】特定資産公益信託である場合は、その旨。

⁶ 行政書士法第2条の規定では、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士となる資格を有する者等は行政書士となる資格を有するが、行政書士となる資格を有するだけでは代理申請について業として報酬を得て行うことができず、弁理士、公認会計士及び税理士については、登録料を支払い行政書士名簿への登録を行った者のみが「行政書士」(又は「行政書士法人」)として法人の代理申請を業として報酬を得て行うことができる(行政書士法第6条、第19条第1項)

⁷ 弁護士(又は弁護士法人)については、弁護士法により法律事務全般を取り扱うことができる(弁護士法第72条)。個人又は法人が無報酬での代理申請は、民法上の代理行為(民法第99条)として行うことができる。

⁸ 都道府県知事が行政庁の場合は、公益信託法第38条の規定により準用される同法第34条。

- 公益信託認可の申請は行政手続法上の申請であり、行政庁の決定は処分にあたる。行政庁の不作为に対しては不作为の審査請求(第1章第5節第3)や不作为の違法確認訴訟(行政事件訴訟法第3条第5項)によって、救済を求めることができる。また、不認定処分に対しては、受託者は審査請求(第1章第5節第3)や取消訴訟(行政事件訴訟法第3条第2項)によって、当該処分を争うことができる。
- 公益信託認可を受けた場合には、遅滞なく、事業計画書の作成・備置き等が必要である(第5章第2節第1(1)(備考)及び同(2)⑥参照)。

第3 公益信託の変更等の認可(公益信託法第12条)

- 公益信託の受託者は、信託法における信託の変更、新受託者及び新信託管理人の選任を含む公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項の変更をするときは、ア：裁判所の命令による変更等の場合⁹又はイ：公益信託規則第11条に規定される軽微な信託の変更を除き、行政庁の認可を受けなければならない(公益信託法第12条第1項)。なお、ア及びイの場合には、変更の届出(公益信託法第14条第1項)が必要となる(第4章第4参照)。
- 具体的には、信託行為において定めた事項の変更であって、次に該当するものについて変更認可申請が必要となる。
なお、公益信託の目的の変更は、その変更後の目的が当該公益信託の目的に類似するものである場合に限られる(法第12条第2項)。

① 公益事務を行う区域の変更であって、行政庁の変更を伴うもの

- ・ 信託行為で定めることとされている公益事務を行う区域について

二以上の都道府県から一の都道府県の区域内に変更するもの(内閣総理大臣→都道府県の知事)

一の都道府県の区域内から二以上の都道府県の区域内に変更するもの(都道府県の知事→内閣総理大臣)。

② 受託者又は信託管理人の変更

③ 公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めなければならないとされている事項の変更(対象となる行為を行う場合に信託行為に定めなければならない事項(相対的記載事項)を含む。)

(①、②(受託者又は信託管理人の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を含む。))及び公益信託の名称の変更を除く。)

変更認可が必要な事項は、公益信託法第7条第2項の規定に基づき申請書に記載した事項

⁹ 裁判所の命令による信託の変更(信託法第150条第1項)、公益信託認可が取り消された場合における新受託者の選任(公益信託法第31条第1項)、裁判所による信託の終了の命令に伴う新受託者の選任(信託法第173条第1項)、受託者又は信託管理人の任務が終了した場合における裁判所による新受託者又は新信託管理人の選任(信託法第62条第4項、第129条第1項)をいう。

であり、形式的には信託行為に規定されていなくとも、信託行為を補足するために申請書に記載した事項についても対象となる(●ページ参照)。

- ・ 信託管理人となるべき者を指定する定め(公益信託法第4条第2項第2号)
- ・ 帰属権利者を指定する定め(同項第3号)
- ・ 公益事務の種類及び内容(法第7条第2項第4号)
- ・ 公益信託の目的(公益信託規則第1条第2号)
- ・ 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(同条第5号)
- ・ 受託者の職務に関する事項(同条第6号)
- ・ 公益信託事務の処理の方法に関する事項(同条第7号)
- ・ 信託管理人の職務に関する事項(同条第8号)
- ・ 信託事務年度(同条第9号)
- ・ 公益信託の存続期間を定める場合における当該期間に関する事項(同条第10号)
- ・ 受託者が二人以上ある場合における各受託者の職務に関する事項(同条第11号)
- ・ 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合における公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容(同条第12号)
- ・ 公益信託の適正な運営のために不可欠な合議制の機関を置く場合における当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法(同条第13号)
- ・ 信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に規定する行為(利益相反行為)を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容(同条第14号)
- ・ 公益信託報酬を支払う場合における公益信託報酬に関する事項(同条第15号)

ただし、公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めることとされている事項のうち、変更後においても引き続き公益信託法第8条各号に掲げる基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの(公益信託規則第11条第6号)については、軽微な変更として変更認可が不要(変更届出が必要)となる(第4章第4参照)。

○ 変更認可の申請書には、変更に係る事項を記載しなければならない。申請書には、第2①～⑥に掲載した添付書類のうち、変更又は新受託者若しくは新信託管理人の選任に係るもの(公益信託規則第12条第2項柱書)のほか、次の書類を添付する。

- ・ 当該信託の変更又は当該選任に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面(同項第1号)。なお、信託法第7条第2項各号に掲げる事項として申請書に記載された事項の変更については、信託の変更として信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意が必要となる。

- ・ 新受託者又は新信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類(同項第2号)
- ・ 行政庁が必要と認める書類(同項第3号)(具体的内容等については、第4章第2⑥ケ)参照)

- 行政庁の変更を伴う変更認可申請は、変更前の行政庁を経由して行うこととされている(公益信託法第13条第1項)。この場合において、申請書の提出を受けた行政庁は、速やかに変更後の行政庁に連絡し、関係書類を送付するものとする¹⁰¹¹。
- 公益認可基準(公益信託法第8条)及び欠格事由(公益信託法第9条)の規定は、変更認可において準用されており(公益信託法第12条第6項)、公益認可と同じ基準が適用される。

ただし、変更認可申請をする公益信託は、一度行政庁の公益認可を受け、行政庁の監督の下で活動するものであり、公益信託の受託者の業務運営を含め公益信託全般について改めて審査を行う意義は乏しく、行政効率に反するだけでなく、その審査に時間を要することは柔軟・迅速な公益活動の展開を阻害することになりかねない。

したがって、公益信託法に基づく勧告処分等が行われ、又は報告徴収(第6章第3節第2参照)若しくは立入検査((第6章第4節第2参照)の結果を踏まえて具体的な監督処分等が検討されている場合を除き、変更認可申請に係る審査においては、変更認可において申請のあった変更内容についてのみ行い、それ以外の基準については適合しているとして取り扱うことを原則とする¹²。この場合において、審査の過程で変更内容以外に確認すべき事項が生じた場合には、変更認可申請に係る審査とは切り離して、監督上の措置の必要性について検討を行うものとする。

勧告処分等に対する公益信託の受託者の対応が明らかにならない限り、又は、報告徴収若しくは立入検査の結果を踏まえた検討結果が出なければ、公益信託法第12条第6項で準用する公益信託法第8条及び第9条に適合等するか判断できない場合には、行政庁(公益認定等委員会)は、それまでの間、変更認可申請に係る審査を保留することができるものとする。

- 行政庁は、公益認可をしようとするときは、許認可等行政庁(変更に係る事業を行うに当たり、許認可等を必要とする場合に限る。)に対し、公益信託法第8条第1号、第2号及び第7号並びに第9条第1号イ及び第5号に規定する事由(第3章第1(1)・(2)・(4)及び第2③・④参照)の意見を聴かなければならない(公益信託法第12条第6項)。そのほか、審査に当たって必要が

¹⁰ 行政庁の変更を伴う変更認可申請に関係する行政庁は、相互に密接に連絡を取り、公益信託の受託者に不都合が生じないようにすることが求められる。

¹¹ 行政庁が認可又は不認可の処分を行ったときは、直ちに従前の行政庁に通知する(公益信託規則第13条第2項)。認可の処分がされた場合には、変更後の行政庁は、変更前の行政庁から遅滞なく、関係書類等の引継ぎを受けなければならない(公益信託規則第13条第2項・第3項)

¹² これを前提に、内閣府においては、変更認可申請に係る標準処理期間を40日に設定している【P】。

ある場合に、公益信託法第40条の規定により、官庁、地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることは可能である。

- 行政庁は、変更の認可申請に対する処分をしようとする場合には、原則委員会へ諮問し（公益信託法第34条第1項第1号¹³）、委員会からの答申を受けて認可又は不認可の処分を行う。当該答申は公表される（公益信託法第35条第1項）。
- 行政庁は、変更認可をしたときは、その旨を公示することとされている（公益信託法第12条第6項・第11条）。公益信託コード、公益信託の名称、受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在場所）、公益事務の内容（変更後のもの）のほか、変更に係る説明について公示する。【P】特定資産公益信託である場合は、その旨。
- 行政庁は、変更認可をした場合において、①変更後の信託行為、②公益事務の種類及び内容に変更があった場合には、変更後の公益事務の種類及び内容、③事業計画及び収支予算書等に変更があった場合には、変更後の事業計画及び収支予算書等を、行政庁における公表の対象とするものとする（公益信託法第21条第2項）（第5章第2節第1（5）参照）。

第4 公益信託の変更の届出（公益信託法第14条）

公益信託の受託者による公益信託の適正な運営を確保するため、公益信託の透明性確保の観点から公表するとともに、行政庁が把握しておく必要がある事項について変更を行った場合に、遅滞なくその旨を届け出るべきことを求める。

公益信託の変更の届出については、公益信託法第12条第1項ただし書に規定する信託の変更又は選任がされた場合に行う（公益信託法第14条第1項）。このため、公益信託法第7条第2項に記載された事項（信託行為の内容を含む。）の変更については変更認可申請又は変更届出により、必ず行政庁が把握し、公表されることとなる。変更の届出があった場合には、その旨は公示される（公益信託法第14条第2項）。

① 公益信託の名称（公益信託規則第11条第1号）

② 受託者及び信託管理人の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。受託者である法人が合併又は分割した場合における変更を除く。）（同条第2号）

ここでいう「氏名又は住所（代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）」の変更とは、例えば、受託者である法人が名称変更をした場合や、主たる事務所を移転した場合等である。受託者又は信託管理人が変更される場合は含まれない。

受託者である法人が合併又は分割した場合は、合併後の法人又は分割後に受託者の権利義

¹³ 都道府県知事が行政庁となる場合は、公益信託法第38条の規定により第34条の規定が準用される。

務を承継する法人は、変更認可申請が必要となる。

- ③ 公益事務の実施区域の変更であって、行政庁の変更を伴わないもの(同条第3号及び第4号)
- ④ ①から③までのほか、公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めることとされている事項以外のもの(信託行為に任意で記載しているもの(任意的記載事項))(同条第5号)
- ⑤ 公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めなければならないとされている事項のうち、変更後においても引き続き公益信託法第8条各号に掲げる基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの(同条第6号)
 - 「内閣総理大臣が定めるもの」については、今後、判断の蓄積に応じ、軽微な変更として届出化する範囲を広げることを想定している。
 - ・ 事務区分ごとの公事務の特性、内容等に照らして当該変更後の事務が引き続き公益事務に該当することが明らかであるものと定めた場合

- 公益信託の受託者は、上記の変更を行った場合には、「遅滞なく」、つまり、正当な又は合理的な理由による遅滞を除き速やかに届け出ることが求められている。
- 届出をしようとする受託者は、届出書を提出しなければならない(公益信託規則第14条第1項)。変更の区分によっては、次にそれぞれ定める書類を添付しなければならない(同条第2項)。変更の届出を怠ること等は過料の対象となる(公益信託法第49条第1号)。
 - ① 信託法第150条第1項の規定による信託の変更の場合は、その変更を証する書面
 - ② 公益信託法第31条第1項若しくは信託法第173条第1項の規定による新受託者の選任又は同法第62条第4項(同法第129条第1項において準用する場合を含む。)の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任の場合は、その選任を証する書面
 - ③ 公益信託規則第11条各号に掲げる軽微な信託の変更の場合は、当該信託の変更に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面
- 行政庁は、変更届出の際に提出された財産目録等については、公益信託法第21条第2項に基づき、公表するものとする。

第5 受託者の辞任の届出等(公益信託法第15条)

- 公益信託の受託者や信託管理人が辞任した又は解任された場合に、行政庁が適時に情報を把握し、幅広いステークホルダーに明らかにする(公表する)ため、受託者は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならないとされている。届出は、公益信託規則様式第4号により作成した届出書により行う(公益信託規則第15条)。
- 行政庁は、届出があった場合には、その旨を公示しなければならない(公益信託法第15条第2項、公益信託規則第56条)。

- 受託者又は信託管理人が欠けた場合であって、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したときには、当該公益信託は終了する。なお、これらの者が就任しない状態が1年継続したときであっても、その間にこれらの者の選任の認可の申請がされ、その申請に対する処分がされるまでの間は、その公益信託は終了しない(読替信託法第163条第3号)。

第6 公益信託の併合等の認可(公益信託法第22条)

- 公益信託に係る信託の併合¹⁴又は信託の分割¹⁵(以下「公益信託の併合等」という。)がされる場合には、公益信託の受託者は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない(公益信託法第22条第1項)。

なお、当該信託を設定した委託者の意思を尊重する観点から、公益信託の併合等は当初の信託と類似である場合に限り、することができる(公益信託法第22条第2項、3項)。

また、公益信託の併合等は、公益信託認可基準(公益信託法第8条)に適合し、欠格事由(公益信託法第9条)のいずれにも該当しないと行政庁が認めて、認可を受けなければ効力が生じない¹⁶(公益信託法第22条第4項、7項)。

- 公益信託の併合等の認可の申請をしようとする受託者は、公益信託の併合等の区分に応じて、様式第7号から様式第7号の5により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない(公益信託法第22条第5項、公益信託規則第50条第1項)。
- 公益信託の併合等の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない(公益信託法第22条第6項、公益信託規則第50条第2項)。
 - ① ア「信託の併合にあつては併合後」の、イ「吸収信託分割にあつては分割信託及び承継信託」の、ウ「新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託」の公益信託法第7条第3項各号に掲げる書類
 - ② 公益信託の併合等に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面
 - ・ 合意があったことを証する書面は、「公益信託の併合」の場合は、読替信託法第151条及び合同命令第6条に掲げる事項、「吸収信託分割」の場合は、読替信託法第155条及び合同命令第8条に掲げる事項、「新規信託分割」の場合は、読替信託法第159条及び合同命令第10条に掲げる事項を明らかにした書面となる。
 - ③ 行政庁が必要と認める書類
 - ・ 行政庁が必要と認める書類は、読替信託法第152条第2項、第156条第2項及び第

¹⁴ 「信託の併合」とは、受託者を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすること(信託法第2条第10項)をいう。

¹⁵ 「信託の分割」とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいい、「吸収信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいう(信託法第2条第11項)。

¹⁶ 公益信託の併合については併合後の公益信託を、吸収信託分割においては分割信託及び承継信託を、新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託を、それぞれが引き続き公益信託認可の基準に適合するか審査する必要がある。

160 条第2項の規定による公告及び催告(同条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該公益信託の併合等をして当該債権者を害するおそれがないことを証する書類とする(読替信託法第 152 条第2項・合同命令第7条、第 156 条第2項・合同命令第9条及び第 160 条第2項・合同命令第 11 条)。

- 行政庁は、常に最新の信託行為を把握し、公表する必要がある。申請時に提出されるのは、変更案に留まるため、公益信託の併合等の認可を受けた受託者は、変更後の信託行為を遅滞なく行政庁に提出しなければならない(公益信託規則第50条第3項)。

第7 公益信託の継続(公益信託法第24条)

- 信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなり、公益信託が終了した場合(読替信託法第163条第1項)であっても、委託者(現存する場合に限る。)、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を変更して、公益信託を継続することができる(公益信託法第24条第1項)。変更後の目的は、当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り、することができる(同法第12条第2項)
- 公益信託が終了した後は清算手続が開始しているところ、権利関係が不確定な状態を継続することは相当ではないことから、公益信託の継続に係る公益信託の目的の変更は、信託の終了の届出(同法第25条第1項)の日から3か月以内に、当該公益信託の受託者は行政庁による変更の認可(同法第12条第1項の認可)を受けなければならない(同法第24条第2項)。

第8 信託の終了の届出等(公益信託法第25条)

- 公益信託は、読替信託法第163条の規定によるほか、公益信託法第30条第1項又は第2項の規定により公益信託認可が取り消された場合に終了する(公益信託法第23条第1項)。
また、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない(公益信託法第23条第2項)。
- 公益信託が終了した場合(信託の併合によって終了した場合(読替信託法第163条第5号)及び公益信託認可の取消しによって終了した場合(公益信託法第30条第1項及び第2項)を除く。)は、公益信託の終了について、受託者(信託財産についての破産手続開始の決定により公益信託が終了した場合にあっては、破産管財人)は、遅滞なく、公益信託規則様式第8号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない(公益信託法第25条第1項、公益信託規則第51条)。
- 行政庁は、届出があった場合には、その旨を公示しなければならない(公益信託法第25条第2項、公益信託規則第56条)。

第9 清算の届出(公益信託法第26条)

- 公益信託が終了した場合の手续として、清算受託者は、公益信託の①残余財産の給付の見込み及び②清算の結了について、行政庁に届け出なければならない。
- ① 残余財産の給付の見込みの届出は、公益信託の終了の日から3か月が経過したときは、遅滞なく、公益信託規則様式第9号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。
- なお、当該届出書には、当該公益信託に係る残余財産の給付を受ける法人が公益信託法第8条第13号イからトまでに掲げる法人である場合は、当該法人である旨を証する書類として、当該法人の登記事項証明書の提出を求める(公益信託法第26条第1項、公益信託規則第52条第1項、2項)。
- ② 清算結了の届出は、(ア)公益信託規則様式第10号により作成した届出書、(イ)信託事務に関する最終の計算の内容を証する書類(最終計算書)及び最終計算書に係る信託管理人及び帰属権利者の承認があったことを証する書類を添付しなければならない(読替信託法第184条第1項、公益信託規則第52条第3項及び4項)。
- 行政庁は、清算結了の届出があった場合には、その旨を公示しなければならない(公益信託法第26条第3項、公益信託規則第56条)。

第10 残余財産の帰属(公益信託法第27条)

- 公益信託法第27条では、公益信託の残余財産の帰属が定まらない場合に、残余財産は、行政庁が内閣総理大臣である場合は国庫に、行政庁が都道府県知事である場合は、当該都道府県に帰属することとしている(これは、当該都道府県に残余財産を帰属させることが、継続的に同一都道府県内で公益目的の財産が使われるという点で、当該都道府県で公益事務を行うこととした委託者の意思にもかなうものであることから、この場合は帰属先を都道府県とすることとしている。)

第11 信託行為に関する留意事項

- 信託行為は、委託者と受託者の合意事項を定めるもので(遺言信託であれば、遺言者である委託者の意思)、公益信託の目的、公益事務の内容、公益信託のガバナンスその他公益信託の運営に関する基本的事項を定めるものである。行政庁より国民向けに公表され、公益信託へ寄附を行う者や公益信託による助成等を受ける者等にとっても、その公益信託の基本となる事項を知る重要な書類となる。
- 信託行為に記載されない事項については、個別の信託行為の内容等に照らして判断される必要はあるが、受託者の判断に委ねられる要素も大きく、委託者が想定しない形で公益信託の運営が行われる可能性も排除されない。委託者や寄附者の想いに従って公益事務が実施されることを確保するためには、公益信託の目的やその内容等だけでなく、受託者及び信託管理人等公益信託の関係者の職務等をできるだけ明確に規定することが望ましい。
- なお、委託者の意思として、法令の範囲で受託者の裁量に委ねることは可能であるが、委託者の検討が行われず、単に信託行為に規定されなかった結果として、受託者の裁量に委ねられることは適切ではない。このため、公益信託のガバナンス等に係る重要な事項については、法

令の原則通りとする場合であっても、その旨を信託行為において明らかにすることが適切である。

- そこで、公益信託法第4条第2項及び公益信託規則第1条にて、信託行為の中に「定めるべき事項」を明示している。
- 「定めるべき事項」については、公益信託の審査・監督を行うに当たり信託行為において定められている必要がある事項であり、信託行為においてこれらを明確に規定することは委託者の保護の観点からも重要¹⁷であるのみならず、寄附者以外のステークホルダーにとってもより重要であると考えられる。
- なお、ある規定が複数の項目に該当する場合もあり¹⁸、定めるべき事項が記載されているか否かについては、信託行為の見出しや規定されている場所に関わらず、信託行為全体の中で規定されているか否かで判断する。
- 信託行為に定める事項については、以下のように区分される。
 - ・ 必要的記載事項……法令に基づき信託行為に記載しなければならない事項で、記載が欠けると公益信託が認可されない。
 - ・ 相対的記載事項……対象となる行為や事項を行う予定がある場合、信託行為に記載しなければならない事項である。記載がない場合、対象となる行為や事項を行う予定がないものとして公益信託認可が行われる。また、記載がない行為や事項を行うには、信託行為の変更が必要となる。
(例) 信託事務の「第三者委託」は、「第三者委託」を予定していない公益信託にとっては定める必要性はないが、「第三者委託」を予定している公益信託にとっては定める必要がある。
 - ・ 任意的記載事項……法令に違反しない範囲で任意に記載できる事項。公益信託の適正な運営のために望ましい内容、留意が必要な内容等があり得るところ、信託行為の規定を踏まえ、公益認可基準の判断が行われることがある。
- 「必要的記載事項」及び「相対的記載事項」に該当する規定を変更するときには、変更認可申請が必要となる(公益信託規則第11条第5号カッコ書き)。任意的記載事項の変更は、軽微な変更として届出で足りるが、当該変更によって公益認可基準に適合しなくなったときは、事後的に、監督上の措置が講じられる可能性がある。
- 重要な事項を信託行為に規定した上で、詳細は公益信託のガバナンスの下で定められる規程¹⁹や事業計画において定める旨を規定することもできる。
- 一般的に、信託行為の内容が抽象的である場合には受託者の裁量の幅が大きく、受託者等

¹⁷ このため、信託行為に定めるべき事項については、信託業法第26条に基づき信託会社が委託者に交付する書面の内容も参考としている。

¹⁸ 例えば、「公益信託事務に係る重要な意思決定に合議制機関の同意を必要とする」旨の規定は、第5号、第6号、第7号、第13号のすべてに該当し得る。

¹⁹ 規程の制定・改廃の手続については、信託行為において明らかにされている必要がある。

にはそれに応じたガバナンスが求められるが、信託行為において公益事務の内容や処理方法等が具体的・明確に定まっている場合には、相応のガバナンスで足りるという関係にある。

受託者や信託管理人のガバナンス、公益信託の運営に当たっての柔軟性の確保の観点から踏まえ、変更認可申請が必要な事項(必要的記載事項及び相対的記載事項に係る信託行為の規定)、公益信託のガバナンスの下で変更できる事項(それ以外の信託行為の規定、規程など)、受託者の裁量により決定できる事項を意識して、信託行為を作成することが望まれる。

- 「任意的記載事項」は、信託法又は公益信託法における重要な規律(善管注意義務、分別管理義務等)について委託者等の理解を深める観点から信託行為に載事することが望ましいものもある。「任意的記載事項」の規定の内容や考え方等については、モデル信託行為等において示していくこととする。
- 公益信託は、不特定多数の者の利益の増進を目的とする公益事務を行う信託であり、特定の信託受益権を有する受益者の定めを信託行為に定めることはできない(公益信託法第4条第3項)。また、公益信託法及び信託法の趣旨を没却する規定を置くことはできない。例えば、公益信託においては、信託行為において受託者や信託管理人の一定の義務等を軽減することはできないことが措置されているところ(公益信託法第33条第1項)、これに反するような規定を置くことはできない。

【信託行為の記載事項について】

番号・区分	内容	根拠条項
1	公益事務を行うことのみを目的とする定め	公益信託法第4条第2項
2	公益信託の名称	公益信託法第4条第2項第1号
3	信託管理人となるべき者を指定する定め	公益信託法第4条第2項第2号
4	帰属権利者を指定する定め	公益信託法第4条第2項第3号
5	委託者及び受託者の氏名及び住所	公益信託規則第1条第1号
6	公益信託の目的	公益信託規則第1条第2号
7	公益事務を行う区域	公益信託規則第1条第3号
8	公益事務の内容	公益信託規則第1条第4号
9	信託財産の受入れ、運用、支出その他信託財産に関する事項	公益信託規則第1条第5号
10	受託者の職務に関する事項	公益信託規則第1条第6号
11	公益信託事務の処理の方法に関する事項	公益信託規則第1条第7号
12	信託管理人の職務に関する事項	公益信託規則第1条第8号
13	信託事務年度(1年を超えないものに限る)	公益信託規則第1条第9号
14	公益信託の存続期間を定める場合の期間に関する事項	公益信託規則第1条第10号
15	受託者が二人以上ある場合にあっては、各受託者の職務に関する事項	公益信託規則第1条第11号
16	公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に関する事項	公益信託規則第1条第12号
17	合議制の機関を置く場合に関する事項	公益信託規則第1条第13号
18	利益相反行為及び競合取引を行う場合に関する事項	公益信託規則第1条第14号

19	公益信託報酬を支払う場合の報酬に関する事項	公益信託規則第1条第15号
20	使用する用語の定義	—
21	信託の公示	
22	委託者の権限及び地位の移転	
23	受託者の重要な義務（善管注意義務、分別管理、忠実義務等）	
24	受託者の辞任、解任、新受託者の選任	
25	信託管理人の辞任、解任、新受託者の選任	
26	公益信託の変更手続き	
27	公益信託の終了事由と清算手続き	
28	守秘義務に関する規定	
29	管轄裁判所の一般的規定	

＊「任意的記載事項」は想定されるもの

- 公益信託における信託行為は、「信託契約」（信託法第3条第1号）又は「遺言」（同条第2号）の方法にて行うこと（公益信託法第4条第1項）とされている。受益者が存在しない公益信託については、委託者が不在になると受託者に対する監督が適切に行われない危険性が高まるため、信託宣言（自己信託）による方法では行うことが出来ない。
- 信託行為の効力は公益信託の認可を受けなければ発生しない（公益信託法第6条）。行政庁の審査は、委託者、受託者等の関係者で合意された信託行為を対象に行うことを前提としている。公益信託の認可申請の過程で信託行為の見直しが必要になる場合があることに留意する必要があるが、遅くとも、公益信託の認可の際には、細部含む正式な信託行為（信託契約）の内容が確定している必要があり、当該内容での信託行為の成立（信託契約の締結）を求める。なお、認可申請に添付した信託行為の内容と異なる内容の信託行為を成立（信託契約の締結）させた場合、公益信託法第30条第1項第1号の「不正の手段による認可」として監督の対象となり得る可能性があります。
- 公益信託の効力が生じる時期については、信託行為の成立の時期で異なる。
- 認可前に信託行為を成立（契約の締結）する場合は、①行政庁の認可を停止条件とする方法、②行政庁の認可日を始期と定める方法を原則とするが、③合理的な理由があれば、公益信託認可後の特定の日付（例えば公益信託認可後の最初の4月1日）や認可後3か月以内に委託者及び受託者が合意する日とすることは許容される（第3章第1（2）参照）。なお、認可前に作成した信託行為に関する契約書には、1通あたり200円の印紙税が課される（印紙税法別表第一第十二号）。
- 認可後に信託行為を成立（契約の締結）する場合は、原則として信託行為の成立の日を効力発生とするが、合理的な理由があれば、信託行為の成立後の特定の日付（例えば、最初の4月1日）や成立後3か月以内に委託者及び受託者が合意する日とすることは許容される。なお、この場合、印紙税は減免される（印紙税法別表一）。
- また、認可後に信託行為を成立（契約の締結）した場合、成立した旨を速やかに行政庁に報告するものとする。

1. 「公益事務を行うことのみを目的とする旨」について(必要的記載事項)

- 「公益信託」は、「受益者の定めのない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするもの」(公益信託法第2条第1項第1号)であり、公益信託の信託行為には、「公益事務を行うことのみを目的とする旨」を定めなければならない。(公益信託法第4条第2項)
- 「行うことのみ」については、信託行為の中に「のみ」を明記することが望ましい。
信託行為全体を通じて、「公益事務を行うことのみを目的とする旨」が明確であれば、「のみ」との記載がなくても公益信託法第8条第1号の基準に適合すると判断し得る。逆に、「のみ」と記載されていても、信託行為において公益事務以外の目的が記載され、又は、公益事務に該当しない事務を実施することが定められているような場合には、同基準に適合しないと判断することがあり得る。(第3章第1(1)参照)

2. 「公益信託の名称」(必要的記載事項)

- 公益信託を特定するため、公益信託には名称を付す必要がある。「公益信託の名称」は、信託行為において定めることとし、その名称中に「公益信託」という文字を用いることが定められている(公益信託法第4条第2項第1号)。公益信託の名称は、公益信託の認可申請書にも記載を要する(公益信託法第7条第2項第1号)。
- 「公益信託の名称」については、委託者の意思や公益信託の目的及び実態を適切に表現したものとすることが適切であり、例えば、①国や地方公共団体の機関等と誤認されるおそれのある名称、②当該公益信託における公益信託の目的や公益事務の内容や範囲と懸け離れた名称などは適切ではない。また、同一名称の公益信託が複数ある場合には、寄附者その他国民に不要の混乱を生じる恐れがあることから、既存の公益信託と同一名称の公益信託とするような申請があった場合には、変更を指導することがあり得る。
- 「公益信託の名称」の変更は、軽微な信託の変更(公益信託規則第11条第1号)と整理され、その変更は届出によって行うことが可能であるが、公益信託の名称は、当該公益信託の関係者にとって重要な意義を持つものであり、委託者等の考えに応じて、信託行為において、名称を変更できないこととし、あるいは、名称の変更に特別の手続を定めることなども考えられる。

3. 「信託管理人となるべき者を指定する定め」(必要的記載事項)

- 公益信託では、信託管理人を必置とされ²⁰、公益信託のガバナンスの確保に極めて重要な役割を果たすこととなる(第3章第1(3)参照)。
- そこで、信託行為に「信託管理人となるべき者を指定する定め」を記載することで、信託管理人が設置されるように手当している。その趣旨を踏まえると信託行為の効力が発生すると同時に信託管理人となるべき者が信託管理人として活動を開始することが求められる。

²⁰ 信託管理人が欠けた場合で、新信託管理人が就任しない状態が1年以上継続することは、公益信託の終了事由となる(読替信託法第163条第3号)。

- 未成年・受託者が信託管理人になることができない(信託法第124条)ほか、信託管理人について欠格事由が定められている(公益信託法第9条第3号及び第4号。第3章第2節参照)。また、公益信託認可基準として、受託者を監督するに必要な能力を有することは求められる(第3章第1節○参照)。
- 「指定する定め」としては、「信託管理人となるべき者」が具体的に特定されている必要があり、原則として、次の事項が規定されていることが求められる。
 - ・ 個人の場合……氏名、住所
 - ・ 法人の場合……名称、(本社等主な事務所の)所在地、代表者名

4. 「帰属権利者となるべき者を指定する定め」(必要的記載事項)

- 公益信託が終了後の残余財産の帰属先²¹が誰になるかは、信託財産を出捐する委託者や公益活動に使われることを期待して公益信託に寄附した者にとって重要な事項である。また、公益信託は、「公益」の名の下で、社会的な信用を得るとともに、税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けつつ活動しており、そうした社会的サポートを受けつつ取得した財産については、公益信託終了後においても、公益目的に使用されることが求められる。
- そこで、公益信託の信託行為には「帰属権利者となるべき者を指定する定め」を定めることを求めている。また、公益信託法第8条13号にて「帰属権利者」として信託行為に定めることができる者を限定している(第3章第○参照)。
- なお、公益信託の信託財産が委託者の手から実質的に離れていることが求められており²²、委託者を残余財産の帰属権利者に定めることはできない(公益信託法第4条第2項第3号)。
- 信託行為に定める「帰属権利者となるべき者を指定する定め」の具体的な内容については、次のようなものが考えられる²³。公益信託の存続期間が短い場合や、受託者に、信託銀行や公益法人のようなガバナンスが確保されていない場合などには、アの方式が望ましい。帰属権利者の決定が受託者等の裁量に委ねられる場合は、受託者の経理的基礎及び技術的能力、信託管理人の監督能力等を判断するに当たって考慮される。なお、信託行為の定めに従った結果、残余財産の帰属先が定まらない場合、国庫(知事が行政庁の場合は都道府県)に帰属する。

ア: 順位を付して複数の個別団体等の名称を明記する方法

この方式は、委託者の意思を明確に示すことが可能であり、委託者保護に資するとともに、公益信託の透明性が確保される。一方、明記された団体の全てが消滅した場合等に公益認

²¹ 信託法第182条第1項では、「残余財産受益者」についての規定もあるが、公益信託では受益者の一種である「残余財産受益者」を設けることができない。

²² このことが、税制優遇の前提となつていると考えられる。

²³ 公益法人制度においては、贈与先を「認定法第5条第20号に掲げる者」と定めるのみで足りるとしている。これは、①同号に規定する定款の定めは変更することができない(公益認定法第30条第5項)とされる一方、時の経過により法人の消滅・法人格の変更等があり得ること、②大半の公益法人が期限を定めることなく存続することを前提としていられること、③公益補人は、法令に基づき法人のガバナンスが確保されていること等を踏まえたものである。

可基準に適合しなくなることも想定されるため、「イの方法」で選定される者を最劣後の者とすることも有効となる。また、明記された団体に不祥事等が発生した場合に、当該団体に贈与することが、信託の本旨に沿ったものと言えない場合、受託者と委託者(存する場合)と信託管理人の合意で順位の変更等を行い得る旨を明記する、などに留意する必要がある。

イ: 受託者が公益信託法第8条第13号に規定する者のなかから信託行為に定める手続(例)信託管理人や合議制の機関の同意)を経て選定する方法

この方式は、公益認可後の状況の変化にも柔軟に対応できる。

5. 「委託者及び受託者の氏名及び住所」(必要的記載事項)

- 信託行為の当事者を特定するため、信託行為に委託者及び受託者の氏名及び住所(法人の場合は、名称、代表者名及び主たる事務所の所在地)を定めることを求めている。
- 信託行為の内容を証する書面は、行政庁による公表の対象であるが、個人情報保護の観点から、個人である委託者の住所については、非開示とすることができるものとする。受託者は、申請に当たって委託者の意向を示すものとする。
- 委託者の地位は、相続によって相続人に承継することはできないが(公益信託法第33条第2項)、受託者及び信託管理人の同意を得て、契約によって移転することも可能である(信託法第146条第1項)。ただし、受託者²⁴や信託管理人に対する移転は認められない。
- なお、委託者は、信託法の定めにより受託者及び信託管理人の選解任、信託の変更・分割・併合等に一定の権限を有するほか、信託行為の定めるところにより、公益信託の運営に関する権限を有している(信託法第145条第2項、公益信託法第23条第2項等)。このため、委託者の氏名や権限等について透明性を確保することが求められる。
- また、信託行為に委託者の権限が定められるときは、「信託行為の内容に関する事項(公益信託法第7条第2項第5号)」として行政庁によるチェックを受け、透明性が担保されていることが求められる。

(公益信託における委託者の権利)

- 信託法において、私益信託の運営は、受託者及び受益者が中心となって担い、委託者の役割は大きなものとはされていない。
- これに対し、信託法第258条に規定する受益者の定めのない信託(いわゆる目的信託)²⁵においては、受益者の権利を行使すべき者がおらず、受託者に対する監督が十分に行われない恐れがあるため、受託者の解任権(同法58条)、受託者に対する損失補填等の請求権(同法40条)、受託者の権限違反行為の取消権(同法27条)、受託者の法令等違反行為の差し止

²⁴ 公益信託において、自己信託は認められていない。また、信託管理人の選解任など委託者の権限を受託者が持つことは適切ではない。

²⁵ 信託法第258条第1項カッコ内の規定により、同条に規定する受益者の定めのない信託には、公益信託は含まれないことが明らかにされている。このため、公益信託には、信託法第11章の規定は適用されない。

め請求権(同法44条)などを有する等(信託法第260条)とされるなど、委託者によって受託者の監督が行われるようにしている²⁶。

- 公益信託においては、信託管理人を必置とすることによりガバナンスを確保することとされている。委託者の権限については、公益信託が委託者の私的利益のために用いられることはあってはならないことから、委託者による不適切な影響力の行使を排除することに重きを置き、委託者の影響力を制限するような規定が置かれている。

【委託者の権利・権限を制限する仕組み】

- ・ 信託財産が委託者に戻ることがないことを確保するため、委託者を帰属権利者としてとができず(公益信託法4条2項3号)、信託法 182 条2項(委託者に帰属)が適用される余地がない(帰属権利者が定まらない場合には国庫又は都道府県に帰属する(公益信託法 27 条))。
- ・ 信託行為に別段の定めのある場合を除き、委託者及び信託管理人の合意で公益信託を終了することはできない(信託法 23 条)
- ・ 委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない²⁷(公益信託法 33 条 2 項)。
- ・ 公益信託認可の基準として、委託者及びその親族等に対し特別の利益を与えるものではないこと(公益信託法8条5号。公益信託令第1条)
- ・ 信託管理人の欠格事由として、委託者又はその親族等である者(公益信託法9条第3号)

このほか、

- ・ 委託者及びその親族等は「関連当事者」に該当し、公益信託との取引について開示することが求められる
- ・ 「公益事務」というためには、公益事務の遂行に当たり、委託者による不適切な影響力の行使を排除し、適正な公正性・専門性等が求められる。

- しかしながら、委託者は、公益信託の目的の達成に向け、その適正な運営を確保する強い動機を持つと考えられ、受益者が存在しない公益信託事務の適正な処理を確保する上で、重要な役割を果たし得る存在である。また、委託者の意向が公益信託の目的と一致する限りにおいて、委託者の意向を踏まえた公益信託の運用を行うことは、資源提供者の満足度を高め、最終的には民間公益の活性化に資することにもなる。こうしたことを踏まえ、信託行為において委

²⁶ 目的信託については、濫用防止等の観点から、存続期間が20年を超えることができない(信託法259条)、純資産が5000万円を超える等の要件を見たす法人しか受託者となれない(信託法附則第3項、信託法施行令第3条)等の規律が設けられている。

²⁷ 委託者の相続人が必ずしも公益信託の目的に賛同する者であるとは限らないこと、また、相続人が多数の場合等に公益信託の迅速な意思決定が困難になる恐れがあることなどによる。なお、委託者の地位を契約により移転することは可能であり、その場合は、信託行為に規定された委託者の氏名等が変更されることになる。

託者の権限を創設することは可能であるが、その際には、当該権限が適切に行使されるよう留意することが求められる。

【信託行為において、委託者の権限を定めるに当たっての留意点】

- ・ 公益信託事務は、受託者の責任において実施する必要がある、委託者が拘束力のある指示等を行うことはできない²⁸。信託行為において、法令に反しない範囲で、公益信託事務の遂行に当たって委託者が助言をするなど、何らかの権限を置くことは否定されない。その際には、公益信託が委託者の私的利益のために用いられることがないよう配慮することが求められる。
- ・ 信託行為において、委託者の権限が規定されている場合には、公益認可の審査に当たっては、公益事務に該当すると判断できるか、委託者等に特別の利益を与えるものでないと判断できるか審査するとともに、監督段階では、実態として不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか、特別の利益を与えることとなっていないかチェックされることとなる。
- ・ なお、信託管理人が1人の場合、信託法においては委託者が単独で信託管理人を解任できる状況となり得る(信託法第128条第2項、同法第58条第1項)。しかしながら、信託管理人が公益信託のガバナンスの中心的役割を果たしていることに鑑み、信託法第58条第3項を適用した信託行為の別段の定めとして、委託者単独ではなく「受託者」や「合議制機関」の同意を必要とする方法を採用することが考えられる。

²⁸ 受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない。その際には、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。委託者の助言や指示等は、受託者の義務を軽減する理由とはならず(信託法第29条第2項但し書きの規定は、公益信託法第33条第1項の規定により適用除外とされる)、委託者の助言や指示等があったとしても、信託の目的に沿わない行為をしたときには、受託者の損失填補責任その他の責任は免れない。

【委託者の権限について】

私益信託において、信託が設定された後において、委託者に各種権利を付与した場合には、受託者は、信託に関する法律関係が複雑化し、信託事務の処理方針等を巡って委託者と受益者との間に意見の対立が生じる可能性等を考慮し、委託者に受益者と同等の権能を付与することは相当ではないと考えられた。一方で、信託を設定した委託者は信託目的が達成されるか否かについて、相応の利害を有すること等を踏まえ、信託法において次に掲げるような権限が与えられている。ただし、これらの権限については、委託者が放棄を望む場合は、これを禁止する理由はないとして、信託行為においてその一部又は全部を有しない旨定めることができるとしています(信託法145条1項)。

A) 信託の監視・監督的機能

- ・ 信託事務の処理の状況についての報告請求権(36条)
- ・ 受益者の選解任に係る権限(辞任の同意(57条1項)、受益者との合意による解任(58条1項)、受益者との合意による受託者の選任(62条) など)
- ・ 信託管理人の選解任に係る権限(辞任の同意、受益者との合意による解任等(128条)、受益者との合意による新信託管理人の選任(129条) など)

B) 信託の基礎的な変更に関する権利

- ・ 信託の変更に係る合意等(149条1項・3項1号) など
- ・ 信託の併合、吸収信託分割、新規信託分割の合意(151条1項、155条1項、159条1項)
- ・ 受益者との合意による信託終了(164条1項) ☆など
- ・ 信託財産の保全処分(169条1項)、

C) 財産出捐者としての地位

信託の終了時の法定帰属権利者(182条2項)☆

D) 利害関係人としての権限

上記のほか、委託者は、信託法上、利害関係人が有する権限を行使する。

加えて、信託法上、委託者が原則として有しないこととされている次のような受益者の権利についても、信託行為の定めによって、その全部または一部を受益者とともに有することができることとしている(信託法145条2項)。

- ・ 受託者等による権限違反行為の取消(27条1項・2項)、差し止め(44条) など
- ・ 利益相反行為の取消し(31条6項・7項) 受託者の競合行為に対する介入(38条1項)
- ・ 帳簿等の閲覧請求(38条1項)
- ・ 受託者・受託法人の理事等に対する損失の填補・現状の回復の請求(40条1項、41条)

さらに、信託財産の運用指図を行う権利など、受益者の権利と競合しない権利を委託者に付与する旨を信託行為に定めることは可能と解されている。

6. 「公益信託の目的」について(必要的記載事項)

- 「公益信託の目的」は、公益信託の「本旨」を明らかにするものであり、に受託者の行為基準としての意味を有することとなる。「公益信託の目的」は、以下のとおり、公益信託の運営に当たって根幹となる概念である。

- ・ 公益信託の目的の達成又は不達成は、公益信託の終了事由となり(信託法第163条第1号)、公益信託の目的の変更は、当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り許容される(公益信託法第12条第2項)。
- ・ 受託者の権限の範囲を画す(信託法第26条)とともに、受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない(信託法第29条第1項)、信託の目的の達成のため忠実に信託事務の処理その他の行為を行わなければならない(読替信託法第30条)。
- ・ 信託管理人の権限の範囲を画す(読替信託法第125条第1項)とともに、信託管理人は、信託の目的の達成のため誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない(読替信託法第126条第2項)。
- ・ その他、読替信託法に基づく各種行為規範(同法第31条(利益相反行為の制限)、同法第149条(信託の変更・関係当事者の合意等) など)となっている。
- また、公益信託の目的と公益事務の目的は、一致することが原則(第2章第2参照)であり、公益信託の認可や監督において、公益信託の目的に即して公益事務が実施されるかチェックされることを想定している。
- 「公益信託の目的」については、このような規範として活用されることを前提に、委託者の意思を踏まえて明確に示すことが求められる²⁹。
- 公益事務は多種多様な事務が含まれるが、信託行為に「公益事務を行うことのみを目的とする」と記載するだけでは、公益信託の目的が特定されているとは言い難い。公益信託の運営にとってその指針となるよう、どのような公益を目的に、どのような事務を実施するかが明確になるよう記載することが求められる。例えば、次のような例が考えられる。
 - ・ 奨学金支給……学業に意欲を持ちながら経済的に恵まれない学生への奨学金の給付を行い、もって我が国の将来に寄与する人材を育成することを目的とする。
 - ・ 癌治療研究助成……癌の早急な根治療法の確立を目指して、癌治療研究者の研究活動に対して助成を行い、もって学術の振興と福祉の向上に寄与することを目的とする。
 - ・ 子ども食堂の運営……経済的に恵まれない子ども達に、食事や学習指導、居場所を提供し、子どもたちの豊かで充実した生活と社会づくりに寄与することを目的とする。

7. 「公益事務を行う区域」について(必要的記載事項)

- 行政庁を適切に決定することができるよう、「公益事務を行う区域」について信託行為において定める必要がある。

²⁹ 公益信託法第4条第2項において、公益信託の信託行為には、「公益事務を行うことのみを目的とする」旨を定めなければならないとされているが、公益信託の目的として、信託行為に「公益事務を行うことのみを目的とする」と定めても、どのような事業を行い、どのような公益の実現を目指すかが明らかではないため、受託者や信託管理人の行為規範として機能しない。

- 「信託行為の定め」は、必ずしも都道府県名を示す必要はなく、合理的な解釈によって行政庁を特定し得る限りにおいて、都道府県より小さい区域(例えば、市区町村名)や定義が明確ではない地域(例えば、湘南、〇〇市周辺地域)や、都道府県をまたがる地域(例えば、関西、名古屋圏)を記載することも可能である。

8. 「公益事務の内容」(必要的記載事項)

- 申請書に記載される「公益事務の種類及び内容(公益信託法第7条第2項第4号)」は、行政庁において当該事務の公益事務該当性を判断するために必要な事項が記載されている必要がある(第2章第2参照)。公益信託事務該当性を判断するための情報は多岐に渡り、信託財産に関する事項、受託者の職務に関する事項、公益信託事務の処理の方法に関する事項、合議制機関の職務に関する事項など幅広い分野に渡る。
- これらのすべてを、信託行為の「公益事務の内容」と整理することも不可能ではないが、信託財産に関する事項のうち、公益事務該当性に係る部分は公益事務の内容として記載し、それ以外は信託財産に関する事項として規定するような場合には、規定が複雑になり、かえって分かりにくくなる恐れがある。このため、公益信託規則第1条第4号に規定する「公益事務の内容」は、公益信託法第7条第2項第4号に規定する「公益事務の種類及び内容」とは、その意義が異なるものと解して差し支えない。
- その前提で、「公益事務の内容」は、少なくとも、公益信託の目的を実現するため、①幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか、②受益の機会がどのような者に与えられるか(公益事務の性質に照らして明らかな場合を除く。)について規定する必要がある。これは、委託者が、その財産を活用して、誰を対象に、どのような公益事務を行わせるかを規定するものであり、委託者の想いを踏まえて明確に規定することが求められる。

例えば、のような内容が考えられる。

- ・ 【●●県内の高等学校に在籍する生徒②】に対する【奨学金の給付①】
- ・ 【国内の大学、研究機関において癌に関する基礎及び臨床研究を行う研究者②】に対する【研究助成金の支給①】
- ・ 【就学のために自宅等からの通学が困難な●●県及び●●県内の大学生及び大学院生②】に対する【学生寮の提供①】
- 公益信託の制度において、公益信託の目的の範囲内で、幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う事務については、信託行為に明示的な規定がなくとも、公益信託のガバナンスの下で受託者が実施することは可能であるが、委託者の意思として、そうした付随的事務を実施しないこと、あるいは、具体的な付随事務を実施することを規定することは差し支えない。
- 付随的な事務としては、例えば、奨学金の給付事業において奨学生の交流会の開催、助成金の支給事業における助成に係る研究成果の発表会などが考えられる。少なくとも、幹となる事業と比べて1割以上の費用を必要とするような場合は、明記する必要がある。
- 信託行為において、「公益事務の内容」が明確に記載されていない場合には、公益事務の具体的内容の決定が受託者の裁量に委ねられるため、受託者の技術的能力として、当該裁量

を行使するに相応しいガバナンスが求められる。一方、信託行為の内容として過度に詳細に記載する場合には、受託者による現場の対応の幅を狭めることにもなりかねない。従って、委託者の意思、受託者や信託管理人の能力、合議制機関の関与の程度等含めた公益信託全体のガバナンスのレベルを踏まえた記載が求められる。

- 例えば、奨学金の給付の場合、受託者が公益事務を円滑に遂行するには地域、学校の種別、選考の考慮要素(成績と経済状況両方を考慮するのか、経済状況のみ考慮するのか等)といった奨学金給付における大枠を明確にすることが重要であり委託者と協議を重ね、委託者の意思を踏まえ、信託行為に定めることが望まれる。

一方、「公益事務の内容」の変更には、「信託の変更」(軽微なものを除き)に該当し、変更認可が必要となることから、例えば毎年変更が生じる可能性がある事項(給付人数等)については、信託行為ではなく受託者が毎年作成する事業計画書に定めることが考えられる。

9. 「信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項」について(必要的記載事項)

【信託行為の様式について】

信託行為を含む契約書は、「条文」の形式によって記載することが一般的である。契約の各内容を明確に表し、必要に応じて参照が容易である点において、条文による契約書は優れた点が多い。一方、法律の専門家以外の者が条文形式の文書を作成することは容易ではない。公益事務の内容や実施方法などについて、委託者の意思が示されることは重要であるが、これらを「条文」で記載する必要性は乏しく、例えば、信託契約書の別紙において公益事務について記載することなども考えられる。また、信託財産の運用の範囲などについては、様式の中から選択するといった方法も分かりやすい。

信託行為の様式については、制度の趣旨を踏まえ、委託者が適切にその意思を明らかにし、公益信託の基本文書としての明確性を確保しつつ、委託者や受託者が内容を理解しつつ、容易に作成できるような工夫が行われることが望まれる。

- 「信託」において、信託財産の受入れや運用等「信託財産」に関する事項は重要なポイントであり、信託行為に、

少なくとも、次に関する事項について定めること求められる(イ、エ及びカについては定めないことも許容され得るが、その場合は、当該各号に定める取扱いが行われることになる。)

ア: 信託財産の内容(追加信託を行う場合はその内容を含む。)及び抛出の方法等

イ: 第三者からの寄附の受け入れ

ウ: 信託財産の分別管理

エ: 信託財産の運用

オ: 信託財産の支出に関する事項等及び支出に係る経理等

カ: その他信託財産に関する事項

ア: 信託財産の内容及び抛出の方法等

公益信託は、信託財産を公益のために活用する仕組みであり、信託財産の具体的な種類、銘柄、数量、金額等については、委託者・受託者間で合意すべき重要な事項である。金銭以外のモノや権利、不動産等については、具体的に特定される必要がある。

財産名	特定に必要な内容
有価証券	種類(株式・公社債・投資信託等)、銘柄、数量(株数・口数、額面金額等)
不動産(土地)	権利の種類(所有権・地上権・借地権等) 所在、地番、地積、地目等不動産登記簿(表題部)の記載事項
不動産(建物)	所在、家屋番号、構造・規模、床面積等不動産登記簿(表題部)の記載事項
動産	財産を特定できる名称(登録制度があるものはその内容)、数量

信託財産は、信託設定後速やかに「公益事務」のために利用される必要がある。信託財産に第三者の権利等(担保権、用益権)が付着して「公益事務」の遂行を妨げる可能性がある場合、公益信託の認可を行わないこともある。

信託財産は、遅くとも、信託行為が効力を生じた後、速やかに拋出される必要がある。また、不動産など、登記・登録制度が存在する信託財産である場合は、信託の登記又は登録についても信託行為において、①委託者から受託者に対する信託の登記等に必要な書類(登記原因証明情報、登記識別情報(又は登記済証)、印鑑証明書等)の提供、②信託の登記等に必要な費用の負担方法等を定める³⁰。

信託行為に委託者の義務としての追加信託を定める場合、追加信託する財産の種類、数量(金額)、方法、時期等について規定する。このほか、義務ではないが追加信託を予定している場合には、追加信託可能な財産の種類等について規定する。

なお、特定資産公益信託の信託財産の種類は、第3章第2(13)参照。

イ： 第三者からの寄附の受け入れ

第三者からの寄附(追加信託を含む。)の受入れの有無は、公益信託の在り方にとって重要であり、委託者・受託者間で合意することが適切な重要な事項である。

第三者からの追加信託は、委託者の地位を第三者に与えるものであり、信託行為の変更(委託者の追加)を伴う重要な行為であり、その可否について委託者の意思を明確にしておくことが望まれる。

なお、規定がない場合には、受託者の裁量によって受け入れ可能として取り扱う。

ウ： 信託財産の分別管理

受託者には受入れた信託財産については、固有財産及び他の信託財産と分別して管理しな

³⁰ 信託財産が登記・登録制度が存在する財産である場合、信託の登記又は登録がなければ、信託財産である旨を第三者に対抗できない(信託法第14条)

なければならない(信託法第34条)。また、受託者の経理的基礎の要件として、信託財産の分別管理が適正に行われる仕組みが整備されることを求めている(公益信託規則第4条第1項第2号)。

信託行為には金銭、有価証券、動産、不動産、知的財産権など信託財産の種類ごとに信託財産に応じた分別管理の方法(第3章(2)①イ参照)を定める必要がある。基本的事項が規定されている場合に、詳細を規程等において定めることは差し支えない。また、信託業法に基づく業務方法書の規定による場合は、その旨を規定することで足りるものとする。

信託財産の管理を第三者に委託する場合には、委託先においても適切に分別管理を行う方法が定められていることが望ましい。

信託法第34条第1項但書に基づき、信託行為の規定を置くときは、当該規定は「必要的記載事項」として取り扱う(その改廃は、内閣府令に定める「軽微な変更」ではない。)。

エ： 信託財産の運用

- 信託財産の運用は、公益事務に充当可能な資金の増減に影響し、また、受託者の経理益基礎の判断にも影響し、信託行為にて委託者及び受託者間で合意しておくことが適切な重要事項である。

(金銭の運用について)

- 信託財産に属する金銭の「利殖目的」の運用は、委託者にとっても重要な事項に該当するため、委託者の意向を踏まえた「運用可能対象の範囲」と「運用に関する基本方針」の二点を信託行為で明確化することが適切である。
 - ① 「運用可能対象の範囲」としては、預貯金、公社債、投資信託、株式、投資口、信託受益権等の中から、委託者と受託者が合意した内容を明確化する。
 - ② 「運用に関する基本方針」としては、以下のような事項について委託者と受託者が合意した内容を明確化する。

項目	内容
ポートフォリオ方針	預貯金、公社債等の安定資産のみ or 株式、投資信託、投資口等のリスク性資産を組入
リスク性資産の範囲	「投資信託」に限定 or「株式等」を容認
リスク性資産の期待リターン	「10年国債+●【1.0】%」
リスク性資産の組入れ比率	安定資産の●●【100】%未満
備考	ポートフォリオ方針が安定資産の場合、リスク性資産に関する事項は記載不要。

- 信託行為に規定されない場合は、リスク資産による運用も許容されているとして取扱い、受託者において当該運用を行う能力があるか否か判断されることになる。
- 信託財産に属する金銭の利殖を目的に一般に流通している金融商品を取得して行う運用については、公益信託法第8条第7号及び第12号の禁止事由等に該当しない限り、可能である。

- 公益事務のみを目的とする公益信託においては、社会一般的に「運用」とされる行為（例えば、賃貸不動産の取得・運営、企業・個人への資金の貸出等）であっても、いわゆる「収益事業」に該当するような行為は、「運用」として取り組むことができない。
- また、金融商品に関しても従来型の預貯金や投資信託のみならず、不動産やリース資産を小口化した商品や会社・組合スキームを活用した商品等「事業」的な性格が強い多様なものが登場している。
- したがって、「運用」と「事業」の峻別を明確にする必要があるが、この点については、「運用」に係る以下の事項の全てを充足しているか否かを勘案して判断する。なお、一部しか充足しない場合は個別に判断する。

項目	内容
運用対象	預貯金、金融商品取引法第2条第1項に定める有価証券、信託受益権 ＊「信託受益権」については、信託財産が預貯金、貸付金、手形、貸付債権及びそれに類するもの、金融商品取引法第2条第1項に定める有価証券であるものに限る。
運用形態	「金銭」のみを拠出し、原則として「金銭」のみが償還されるもの。 ＊「金銭」は円貨とする。 ＊運用に関する契約にて投資資産そのものが償還される（可能性を含む。）場合、「賃貸不動産」や「リース資産」等の収益事業に該当するような資産が償還される（可能性を含む。）ものは不可。
流動性	「金銭」への転換が容易なもの（以下、例示）。 ・ 取引所に上場されているもの。 ・ 譲渡制限がなく比較的容易に譲渡可能なもの。 ・ 運用に係る契約にて一定期間経過後又は一定期間毎に償還（「金銭」に転換）可能なもの。
運用先への関与	運用先の事業が「不動産賃貸業」や「リース業」等の「収益事業」に該当する場合、公益信託の受託者が当該事業の遂行について指図、同意、承諾等の関与を行わないこと。 ＊株主としての「議決権の行使」を除く。

- なお、受託者自身に資産運用を行う能力がない場合には、金銭運用に際しての「投資顧問契約」（金融商品取引法第2条第8項第11号）や「投資一任契約」（同法同項第12号ロ）の利用については特段の制限はない。この場合、「投資一任契約」は信託事務の委託に該当し、公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に該当して、信託行為に記載する必要がある（第4章第11.16参照）。
- 特定資産公益信託については、運用方法について、公益信託法規則第3条第1項第2号の範囲で、運用方法を信託行為に定める必要がある。

（金銭以外の信託財産に係る留意事項）

- 信託財産に属する株式に係る「議決権」は、株主たる受託者が行使するが、受託者は「公益信託の目的」を含めた信託行為を勘案して、「議決権」を行使する必要がある。
- この場合、①受託者が信託行為や内部規程等に基づき行使する方法（一定のガバナンスが確保されている受託者の場合のみ）、②委託者、合議制機関や外部コンサル会社等からの「助言」を基に受託者が判断した内容で行使する方法、③受託者が公益信託事務の一部の委託として「議決権行使」を委託する方法、が想定されるが、いずれの方法においても信託行為にて必要な手続き等を定める必要がある。

オ： 信託財産の支出に関する事項等及び支出に係る経理等

- 受託者の経理的基礎の要件として、信託財産の経理が適正に行われる仕組みが整備されることを求めている。不適正な経理や財産管理を防止するためのルールの基本的な内容は、原則として、信託行為において定められている必要がある。ただし、信託会社、公益法人などガバナンスが確保されている法人が受託者である場合において、当該法人が適切に内部規程を定めており、当該規程が公益信託事務にも適用される場合には、信託行為において、当該規程による旨を定めることで足りる。
- 信託財産の支出については、委託者の意思に反する支出や不透明な支出を防止する観点から、なるべく支出する名目を詳細に記載することが望まれる。その際には、信託行為に規定したもの以外の支出ができなくなると、機動的な公益信託の運営に支障を来すため、包括条項的に信託管理人の同意を必要とするといった記載も考えられる。
- 信託行為において、信託財産からの支出項目について明確に記載されていない場合には、受託者の裁量に委ねられると考えられるところ、受託者の技術的能力として、当該裁量を行わせるに相応しい仕組みや信託管理人の関与がより求められることになる。
- 特に、公益信託事務を実施するため、受託者が物品や役務を提供し、受託者が、その費用（人件費を含む。）を公益信託の費用として支出を受ける場合には、公益信託事務の遂行に要した費用を明確に積算する必要があり、費用額等について利益相反の可能性も大きく、委託者の理解を得るとともに、透明性を確保する必要性が大きい。受託者の固有業務と一体的に実施される場合³¹における費用分担の在り方等についても同様である。
- これらが予想される公益信託においては、受託者に特別の利益を与えるものではないことを担保するため、信託行為に、利益相反を防止し、透明性を確保する仕組みが明確に規定されていることが求められる。
- 特定資産公益信託については、信託行為において、公益信託規則第3条第2項に規定する事項が規定されている必要がある。

カ： その他信託財産に関する事項

上記のほか、信託財産に関して、受託者の裁量を制限する必要がある事項については、信託

³¹ 例えば、美術館を運営する法人を受託者として、美術品を信託して、当該美術館において公開するような場合など。

行為に記載する必要がある。

例えば、信託財産の中に、処分することができない財産があれば規定する³²。こうした規定がない場合には、その処分についても受託者の裁量で行うことができるものとして取扱う必要があることから、受託者や信託管理人の能力の審査等に当たり、より高度の能力(ガバナンス)が求められることになる。

10. 「受託者の職務に関する事項」について(必要的記載事項)

- 公益信託の受託者の権限については公益信託法及び信託法に規律されるが、信託法第26条の「信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する」という規律の下で、信託行為の記載がなければ、受託者に広い裁量を与えられることになる。

- この点、信託行為に「受託者の職務に関する事項」の記載を求めることとし、委託者が必要な検討を行うことのないまま受託者の裁量に完全に委ねることにより、結果として、委託者の意思に沿った活動が行われない事態が生じることがないようにするものである。委託者の意思として、例えば、「信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為を行う」といった規定に留めることも否定はされないが、その場合には、そうした幅広い裁量を行使するに相応しいガバナンスが必要となる。

受託者の経理的基礎及び技術的能力の審査等に当たっては、本項を含む受託者の職務内容に応じて必要なガバナンスがあるかを確認するとともに、受託者の報酬に関しては、受託者の職務内容(付加的な業務を行うこととされているか等)を踏まえて不当に高額ではないかを審査することとなる。

- なお、受託者の辞任・解任、新受託者の選任については、信託行為に規定がなければ、信託法(第57条～第60条)及び公益信託法(第33条第3項)の規律が適用され、これらの事項は公益信託の安定的な運営といった観点から重要な事項となる。そこで、必要的記載事項ではないが、受託者の技術的能力の一つのである公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組み(公益信託法施行規則第4条第2項第3号)として、信託行為において記載することが必要な場合もある(第3章(2)②ウ参照)。

³² 公益財団法人(一般財団法人)には、「基本財産」を定款で定める制度があり、理事による処分に制約を課している(一般法人法第172条第2項)。また、公益法人においては、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること(公益認定法第5条第19号)」が公益認定の基準とされている。

【受託者について】

- 受託者は、公益信託の目的達成のために必要な行為をする権限を有し、信託の本旨に従い、公益信託事務を処理しなければならない(信託法 29 条 1 項)。「信託の本旨」とされたのは、形式的に信託行為の定めに従うに留まらず、当該信託が設定された目的を達成するよう信託事務を処理する義務を負うということを強調したためと解される。
- 信託法においては、信託財産の「管理」や「処分」を中心に規定されているが、公益信託の目的は、公益事務(事業)の実施であり、信託財産の「管理」や「処分」は、公益信託事務の一部の要素でしかない。
通常想定される公益信託事務の主な内容は、以下の通り。
 - ・毎年度、公益信託事務の執行方針(事業計画・収支予算書)を決定する。
 - ・当該方針に従い、公益事務を実施するほか、信託財産の管理(資産運用等)を行う。
 - ※ 信託財産の分別管理義務(34 条)／信託帳簿の作成義務(37 条 1 項)など
 - ・その実績(財務諸表・信託概況報告等)を作成・報告する(37 条 2 項等)また、社会の変化や想定外の事態に適宜対応し、必要に応じ「信託の本旨」に従い、信託の変更等について検討することも受託者の義務と考えられる。
- 受託者が、公益信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない(29 条 2 項)。「善良な管理者の注意義務」は、「自己の財産におけるのと同じの注意」より高度な義務であり、受託者の職業や専門性に応じて、当該職業等にある者として通常要求される注意義務である。
公益信託においては、受託者の経理的基礎及び技術的能力について申請書等において表明することとしており、その説明に応じた高度の注意義務が求められる。
この「善良な管理者の注意義務」は、信託行為において軽減することができない(公益信託法 33 条 1 項で信託法 22 条 1 項ただし書は適用除外とされている。)
- 受託者の忠実義務
受託者は、公益信託事務の処理や固有業務を処理するに当たって、公益信託の目的を犠牲にして、自己またはその利害関係人の利益を得ることが禁じられる。
忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31 条)及び競合行為の原則禁止(32 条)として規定されている。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる(31 条・32 条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される(30 条 3 項)。

【受託者の責任等】

- 受託者がその任務を怠ったことによって信託財産に損失又は変更が生じた場合には、損失の填補又は原状回復をしなければならない(40 条)。任務を怠るとは、上記したような受託者の義務を果たさなかったことを指す。
- 受託者が権限外の行為(公益信託の目的の達成のため必要とは言えない行為)をして、信託財産からその費用等の償還を受ける行為等も、善管注意義務に違反する行為である。
- 受託者が法人である場合には、その理事等も連帯責任を負う(悪意又は重過失の場合)。
- また、公益信託事務の実施等に当たって受託者が行う契約等の主体は受託者である。その費用等について信託財産から償還等を受けることは可能であるが、信託財産が十分ではない場合には、(限定責任公益信託を除き)受託者が債務者としての責任を負うことになる。

11. 「公益信託事務の処理の方法に関する事項」について（必要的記載事項）

「公益信託事務の処理方法」は、公益信託の適正な運営を確保するとともに、公益事務の公益性を確保し、受託者の経理的基礎や技術的能力その他公益信託認可の基準への適合性を適切に判断する観点から、少なくとも、次の事項について明確に定める必要がある。

ア：公益事務の実施方法

イ：公益信託の管理事務の実施方法

ウ：信託行為に基づき定められる規程等の作成手続

- 信託行為では基本的な内容のみを定め、受託者が別に定める「規程」に詳細な内容を明記する方法も想定される。
- 信託行為に「公益信託事務の処理方法」が具体的に規定されていない場合、受託者の裁量による判断で処理することが想定され、その場合には、受託者に対しては、当該判断を行うに足る経理的基礎や技術的能力を有するかをより具体的に求めることとなる。

ア：公益事務の実施方法

公益事務該当性の判断のためには、受給者（又は受益対象者）の義務や受益の条件、公益事務の合目的性確保のための取組（例えば、選考に係る専門性・公正性確保の取組、公益事務の質確保の取組、公益事務実施に伴う不利益の排除など）が明らかになっている必要がある。

イ：公益信託の管理事務の実施方法

公益信託管理事務の実施方法として、

- ・ 事業計画書や収支予算書など公益信託事務の業務執行の決定手続、
- ・ 財務諸表、信託概況報告、財産目録等の実績の報告に係る作成手続

等を明らかにする必要がある。受託者の内部の手続（例：理事会の承認・監事の監査など）や、信託関係者（信託管理人、委託者など）の承認の手続等が想定される。

ウ：信託行為に基づき定められる規程等の作成手続等

公益信託の適正な運営には、明確なルールに基づき公益信託事務を実施することが求められる。信託行為の定めは明確なルールであるが、信託行為の変更には、原則として変更認可申請が必要となるため、公益信託のガバナンスの下で柔軟性を確保するために、詳細を受託者の内部規程等で定めることが考えられる。当該規程の作成手続等については、信託行為において明らかにすることが求められる。

なお、受託者のガバナンスが十分に確保され、かつ、透明性が確保されている場合に、受託者の定める規程（例えば、個人情報保護に係る規程など）によることとするとも考えられる。

12. 「信託管理人の職務に関する事項」について（必要的記載事項）

- 公益信託の信託管理人は、受託者の監督者として、公益信託において必置とされ、公益信託におけるガバナンスの確保において重要な役割を果たす（第3章（3）参照）。信託行為にお

いて特段の規定がなくとも、信託管理人としては受益者が有する一切の権限を有し、義務を負うが(信託法第125条、126条)、信託管理人が具体的にどのような職務を行うかについては、明確に規定されていない³³。信託管理人に期待される役割は、公益信託事務の内容や受託者の能力によって大きく異なり、具体的な職務の内容は、信託行為において定められることから、信託法の規定から一義的に定まるものではない。

- 信託管理人が具体的に何を行い、どのような方法で受託者を監督するかについて、受託者の判断に委ねることは適切ではないことから信託行為において委託者の意思を明確に示すことは重要である。
- 例えば、信託行為において信託管理人の職務として、①定期的かつ継続的なモニタリングを行う、②受託者から定期的に信託事務の実施状況について説明を受ける、③重要な意思決定について同意を行うなどが明記されることによって、公益事務全体のガバナンスが確保されていると判断されることも想定される。
- 信託管理人が必要な監督能力を有するかどうかについては、信託行為に定められた職務内容を踏まえて、行政庁において判断される。また、信託管理人の報酬の支払い基準が不当に高額ではないことをチェックする際にも、信託管理人の職務内容を踏まえて判断される。
- 以上を踏まえ、信託管理人の具体的職務として、以下のような規定を置くことが想定される。
なお、委託者の意思として、例えば、「信託管理人は法令に定められた職務を行う」といった規定のみを置くことも許容されるが、その場合、信託管理人のガバナンスは法令に基づく最小限のものと取扱った上で、受託者の能力等が判断されることになる。

また、法令に定められた職務については、信託管理人の職務を分かりやすく示す観点から、信託行為において改めて示すことも考えられる。

ア:重要な意思決定等についての事前の承認等

重要な意思決定等として、例えば、次のような事項が考えられる。法令の規定により、信託管理人の同意等が必要なものも含まれる。受託者のガバナンスを補強する観点から、軽微なものを除き、受託者の意思決定について幅広く信託管理人の承認を必要とすることも考え得る。

- ・ 事業計画書及び収支予算書の決定・変更(☆)
- ・ 合議制機関の委員の委嘱、補充又は解任並びに委員の報酬基準の決定
- ・ 信託の変更に関する事項(☆)
- ・ 重要な信託財産の処分
- ・ 公益信託事務を処理するために必要な費用の支弁
- ・ 利益相反行為・競合行為³⁴等(☆)
- ・ 関連諸規程の制定及び改廃

³³ 事業計画書・収支予算書、貸借対照表・損益計算書・信託概況報告(これらの付属明細を含む。)(特定資産公益信託においては、財産目録・収支決算書・信託概況報告)については、信託管理人の承認を受けなければならないとされている(信託規則第45条)

³⁴ 信託法上、31条2項2号、32条2項2号の規定がある。

- ・ 信託の終了及び清算、信託の併合・分割(☆)
- ・ 残余財産の贈与先の選定
- ・ 重要な公益信託事務の委託に関する事項

イ:財務書類等の確認(事後チェック)

- ・ 財産目録等(その変更を含む。)に関する事項
- ・ 信託帳簿等に関する事項
- ・ 規則第40条に掲げる書類に関する事項

○ 受託者の監督方法等

- ・ 信託法第36条に規定する報告の頻度・方法³⁵
- ・ 信託管理人による公益事務の実地のチェックや評価について³⁶
- ・ 信託法第38条に規定する閲覧の請求の頻度
- ・ 受託者の信託報酬の額³⁷

- なお、信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任については、読替信託法(第128条第2項、第129条)の規律が適用される。新信託管理人の選任は公益信託の適正かつ安定的な運営の観点から重要であり、信託管理人が欠けた場合に、迅速に適当な信託管理人を選定できるよう、信託行為において手続等を明確にしておくことが望まれる。必要的記載事項ではないが、公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組み(公益信託法施行規則第5条第2号)として、信託行為において記載することが必要な場合もあり得る(第3章(3)イ参照)。

13. 「信託事務年度(一年を超えないものに限る。)」について(必要的記載事項)

- 公益信託においては、毎年、一定の時期に計算書類を作成するとされ(信託法第37条第2項)、毎年度、計算書類を含む財産目録等を作成・備置きし、行政庁に提出することとされている(公益信託法第20条・第21条)。「信託事務年度(一年を超えないものに限る。)」を信託行為に定めることとしている。例えば、「信託事務年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。」と定めることが想定される。
- 「年度」である以上、期間は1年である。公益信託の設立、公益信託の併合等、信託事務年度の変更等の場合に、端数の調整が必要となることも考えられるが、「一年を超えないものに限る」とされているため、例えば、1月から12月までを年度とする公益信託において、11月に

³⁵ 公益法人制度において、代表理事等は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされている(法人法91条2項)

³⁶ 公益事務の実施状況のチェックは、現場の確認が効果的なことも考えられる。また、受託者の業務の実施状況をモニタリングし、その成果等を測定して評価し、監督に活用すると言ったことも可能である。

³⁷ 信託報酬は、信託行為及び支払い基準の規定に基づき支払われる必要があるが、信託行為・支払い基準において、信託報酬の額について、一定の範囲で信託管理人が決定することは妨げられないと考えられる。

公益信託の認可を受けて効力が生じたからと言って初年度を13か月とするような信託行為の規定は許されない。

14. 「公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項」について（相対的記載事項）

- 公益信託は、将来にわたって事業を継続する公益法人と比較して、公益信託事務の内容に応じて有期とすることも多いと考えられる。○○事業の開催、○○の建築など公益信託の目的達成等により信託の終了を予定するもののほか、信託行為に「特定の年月日の到来を終了事由」とすることも可能である。
- 公益信託の終了は、公益信託の受益対象者や当該公益信託に寄附をする者にとっても重要な事項となる。また、公益信託の認可基準には「その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれること」（公益信託法第8条第4号）と定められており、公益信託の存続期間が具体的な期間で定められている場合には、信託行為にて明確にすることが求められる。
- 具体的な終期（例示：「2040年●月●日の到来」、「公益信託の効力発生日から20年経過した日が属する月の末日の到来」）を定める場合には、信託行為の相対的記載事項として取り扱われる。
- なお、具体的な終期を定める以外に、信託法第163条において信託の終了事由として「信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき」が定められているが、どのような事象が発生したときに、信託の目的が達成（達成不能）となるか明確ではない場合等に、信託の終了事由を受益対象者や寄附者等の予見可能性を高める観点から、信託終了事由を具体的に定めることが想定される。こうした規定は、受益対象者や寄附者の予見可能性を高めるうえで望ましいものであるが、「相対的記載事項」の範囲が曖昧になることは適切ではなく、具体的な終期が日付または期間で定まる場合以外は、任意的記載事項として取り扱う。また、終期が定められていない場合は、無期のものとして取り扱う。

15. 「受託者が二人以上ある場合にあっては、各受託者の職務に関する事項」（相対的記載事項）

- 受託者が二人以上ある公益信託については、信託法第3章第6節の規律が適用される信託財産はその合有とされ（信託法第79条）、信託事務の処理については、受託者の過半数をもって決することを原則としつつ、信託行為に受託者の職務の文章に関する定めがある場合は、各受託者は、その定めに従い、信託事務の処理について決し、これを執行する旨の規定されている（信託法第80条第1項から第4項）。
- 信託事務に係る意思決定の在り方については、公益信託事務の適正な処理を確保する上で重要であり、委託者の理解を得て明確にすべきであるとともに、受託者の能力等を判断する上でも重要である。このため、受託者が二人以上ある場合は、受託者の職務について規定を求めることとしている。
- 職務の分掌（信託法第80条第3項）を義務付けるものではなく、例えば、委託者の意思として信託法第80条第1項から第3項までの規定により公益信託事務を処理することを排除する

ものではない。この場合、複数の受託者の相互牽制により、適正な意思決定を確保しやすくなる一方、例えば、同法第80条第6項に基づき信託行為に「受託者の意思決定を全会一致で行う」旨を定めた場合には、迅速な意思決定が困難になる可能性があることにも留意する必要がある。

- 職務を分掌する場合には、各受託者が分掌する公益信託事務の内容、一の受託者が分掌に係る職務を適正に行わない場合(一の受託者が欠けた場合を含む。)の対応、分掌の範囲に疑義がある場合の対応等について規定することを求める。
- いずれの場合も、受託者が複数あることで適正な公益信託事務の処理が阻害されないよう、情報の共有、相互の連携・相互牽制等に係る規律が信託行為に規定されることが想定される。
- 受託者が2人以上である場合には、全体として「信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み」(公益信託規則第4条第1項第2号)及び「公益信託の適正な運営を確保する仕組み(同条第2項第1号)」が求められており、上記の信託行為の規定(及びこれらの規定の基づき策定される規程等)を踏まえて判断されることになる。
- また、一部の共同受託者の任務が終了した場合や新共同受託者が選任される場合は、新たな共同受託者(単独「受託者」の場合もある)にて経理的基礎や技術的能力を有するかを審査する必要がある。
- 共同受託の場合、信託法第80条第7項の規定により第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りるとされているが、公益信託事務を適正かつ効率的に処理するに当たり、共同受託者全体を代表する者が明確であることは有益である。例えば、外部に対し公益信託を代表して対応するとともに、各共同受託者の責任範囲か否かが明確ではないような問題が生じた場合に、全体を調整する者がいることで、迅速な対応を行うことができる。

このため、信託行為において、共同受託者の中から、行政庁の連絡窓口機能を担う代表受託者を定めることが望ましく、当該者が行政庁への対応について一元的に担うことで、円滑な行政手続きも可能になると考えらえる。

16. 「公益信託事務の一部を委託する場合にあっては、その委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続及び委託する公益信託事務の内容」について(相対的記載事項)

- 受託者は、信託法第28条第1号の規定により、信託行為の定めに従い公益信託事務の一部を第三者に委託することができるほか、信託行為に定めがない場合には信託の目的に照らして相当であると認められるとき(同条第2号)に、信託行為に委託をしてはならない規定がある場合は、信託の目的に照らしてやむを得ない事由があるとき(同条第3号)に委託をすることができる。
- 委託者は、受託者の能力を信頼して信託を行うものと考えられるため、重要な公益信託事務の委託を行うことが想定される場合には、委託者の理解を得て信託行為において明らかにすることが重要である。また、受託者の能力を審査するに当たり、受託者が公益信託事務の一部を第三者に委託することにより、その専門的能力を活用することも想定される。
- 他方、「郵送」も委託であり、事務用品が壊れた場合の修理等を委託するなどのすべてにつ

いて、信託行為への記載を求めることは現実的ではない。

- そこで、①信託財産の保存行為に係るもの、②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの、③公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するものを除いて、公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に、信託行為に「委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続及び委託する公益信託事務の内容」を明確にすることとしている。

①「信託財産の保存行為に係るもの」とは、信託財産の現状を維持するために必要な一切の行為を言い、以下のような行為が該当する。

- ・ 知的財産権等に対する侵害を排除するための行為
- ・ 未登記不動産等について登記等を行う行為
- ・ 配当、利息の受取り等財産権からの予定された収益を収受する行為
- ・ 建物の修繕を行う行為
- ・ 信託財産の保管

②「信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの」とは、公益信託事務の遂行に際して、信託財産たる物や権利の性質を変更しない範囲で、収益を図る行為(利用行為)又は利用価値若しくは交換価値を増加させる行為(改良行為)を言い、以下のような行為が該当する。

- ・ 手許現金を普通預金・定期預金にて管理する行為
- ・ 株式による財産運用が信託行為で認められている場合に預貯金を株式に変更する行為

③「公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するもの」とは、「単純な事務を処理する行為」、「弁護士・会計士等が専門家として提供する行為」のように、受託者から委託を受けた業務が、公益信託の目的、受託者が行う業務の内容等に照らして、公益信託事務処理の手段である行為を補助するに過ぎないものをいう。例えば、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ・ 運送会社が信託財産を運搬する行為
- ・ 証券会社が有価証券を補助的に売買する行為
- ・ 日本銀行又は証券保管振替機構が有価証券の預託を受ける行為
- ・ 弁護士が訴訟の委託を受ける行為

17.「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」(相対的記載事項)

- 公益信託においては、公益信託のガバナンスの確保や公益事務の公益性確保等の観点から受託者の公益事務の適正実施や技術的能力等を補完するため合議制の機関(以下「合議制機関」という。)を設置することが想定される。
- 合議制機関は公益信託事務の適切な処理を図る上で重要な役割を果たすものであり、行政庁が受託者の技術的能力等を審査する際の基礎(当該合議制機関がなければ必要な能

力がないと判断される)となる場合には、その旨を信託行為において明らかにし、継続的な公益信託事務の適正な処理を確保するため、受託者の判断のみで変更できないものとする(公益信託法第12条の「信託の変更」に該当させる)ことが求められる。

- 一方で、特に事業型の公益信託においては、公益信託事務の適正な処理を図るため、様々な外部有識者等の関与や助言を得て公益信託事務の処理が行われることも想定されるため、その全てについて信託行為に記載を求めることは、公益信託の柔軟な運営を阻害し、適切ではない。そこで、「公益信託事務の適正な運営のために必要不可欠なもの」に限り、信託行為への記載を求めることとしている。
- どのような場合に「公益信託事務の適正な運営のために必要不可欠なもの」となるかは、第2章(公益事務該当性確保)及び第3章(経理的基礎及び技術的能力)において記載している。なお、他の手段によって対応できる場合であっても、合議制機関を置くことによって要件を充たすこととした場合には、当該合議制機関は、必要不可欠なものとなる。
- 「合議制機関の職務及び権限、合議制機関の構成員の数、選任方法及びその任期、合議制機関の構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」として、どの程度の規定が必要になるかについては、受託者の裁量を縛るという制度の趣旨、当該合議制機関の設置が必要とされる趣旨(公益信託のガバナンスの確保か、専門性の確保か、など)により異なるが、例えば、職務や権限の細部は信託行為ではなく受託者内部の「規程」に委ねる、構成員の数等について幅を持った記載とするなども可能である。

例えば、ガバナンスが確保されて法人において、公益事務に係る専門性等を確保するために合議制機関を置く場合は、合議制機関の権限を助言等とし、受託者が規程に基づき委員の任命や報酬の決定等を行うといったことが考えられる。

一方、ガバナンスの確保の観点から合議制機関を置く場合は、重要な意思決定について合議制機関に承認等の権限を付与し、委員の選任や報酬等について信託管理人の同意を得ること等について信託行為に明記することが考えられる。

また、報酬の額、算定方法については、年間〇円や合議制機関への出席1回につき〇円といったことが考えられる。

- 合議制機関の選任方法については、公益信託の目的に応じた学識経験を有する者、公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者等から適切に選任されることが明らかである必要がある。また、合議制機関がガバナンス確保の役割を担う場合、特定の親族に支配されることは適切ではないことから、特定の親族等の数が合議制機関の委員の数のうちに占める割合は、三分の一以下とすることが望ましい。
- なお、複数の公益信託を引き受ける者が、同一の合議制機関を活用することや、既存の合議制機関を活用することも可能である。

18. 「信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容」(相対的記載事項)

- 信託法第31条第1項各号は、利益相反行為の制限について規定しているが、同条第2項

第1号において、信託行為に定めがある場合等については、当該行為を行うことができると規定されている。また、同法第32条第1項は競合行為の制限について規定しているが、同条第2項は受託者の固有勘定又は利害関係人との取引について、信託行為に定めがある場合等には、当該行為を行うことができると規定されている。

- 例えば、受託者(信託銀行)が信託財産を自ら(信託銀行)の普通預金にて運用する、事業型の公益信託などにおいて、受託者(NPO法人等)が公益信託の目的のために、自ら(NPO法人等)の物品や役務(サービス)を提供し、その費用を信託財産から支出することなどが想定されるが、こうした行為は、受託者が信託財産に物品や役務(サービス)を販売するものであり、信託法第31条第1項第1号に該当することとなる。
- また、例えば、子ども食堂を運営するNPO法人を受託者として子ども食堂を公益事務とする公益信託を設定するような場合に、第三者から、安価で良い食材の提供があった場合に、固有財産と公益信託のどちらに寄附があったものとするか(どちらの食堂で利用するか)といった問題(仮に、固有財産に対する寄附として取り扱った場合に、信託法第32条第1項に該当し得ると考えられる。)も生じ得る。
- こうした行為は、民間公益活性化の観点から必ずしも否定的に捉えるべきではないが、公益信託事務の適正な処理を確保する上では透明性を確保することが求められる。また、公益信託においては、信託報酬として一定の利益を得ることは許容されているが、信託報酬以外で構造的な利益を得ることは想定しておらず、特別の利益との関係で厳格な審査が必要となる。また、委託者にとっても、受託者と公益信託の取引条件については、重要な関心事項であると考えられる。
- このため、利益相反行為や競合行為を行う場合や行う予定がある場合には、信託行為にて「当該行為を行う旨及び当該取引の内容」を信託行為に規定しなければならないこととしている。なお、「取引の内容」には、容認する際の取引条件や手続が含まれる。
- これらの行為は、取引条件次第によっては、受託者等に対する「特別の利益の供与」等(公益信託法第8条第5号又は第6号)に該当するおそれもあり、信託行為において当該行為の内容について明らかにすることが必要である。
- なお、信託行為に記載がない場合には、委託者の意思は、原則として、信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為を禁止する趣旨であると解するものとする。この場合にも、読替信託法第31条第2項第4号に定めるときには、同条第1項各号に掲げる行為をすることは可能であるが、その際には、信託概況報告に当該行為が同号に該当することの合理的理由の記載を求めるものとする。信託行為に記載がある場合において、記載にある事項以外の事項についても同様とする。
- また、具体的な内容が決まっていない場合には、「信託管理人に重要な事実を開示したうえで信託管理人が承認した取引(行為)」と定めることも可能である。当該行為を行った場合には、信託管理人に示した重要な事実を信託概況報告に記載する。
- 利益相反行為に該当する受託者が提供する物品や役務の価格等の取引条件については、受託者に対する「特別な利益」の提供が禁止されている公益信託の性格に鑑み、以下の何れかの事項に該当することを求めるものとする。

- ① 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立する通常の客観的な取引の条件と比べて、受託者に有利にならない「ミニマムベネフィット」を上回らない水準であることが明らかであること。
- ② 受託者が負担した費用又は原価を合理的に算出できる場合は、当該算出結果をもって取引条件とすること。
- ③ ①又は②での対応できない場合、個別取引についての重要な事実を開示して、信託管理人の同意を得ること。この場合に、「信託概況報告」に当該利益相反行為の重要な事項と信託管理人に開示した内容等を記載すること。

19. 「公益信託報酬を支払う場合にあっては、当該公益信託報酬に関する事項」(相対的記載事項)

- 信託法第54条第1項の規定により、信託行為において受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができ、また、信託管理人においても信託法第127条第3項の規定により同様である。
- 公益信託報酬については、公益信託法第8条第11号の規定により公益信託報酬について「不当に高額」とならない支払基準を定め(第3章(10)参照)、同法第20条第2項及び第4項並びに第21条第2項の規定により、備置き、閲覧及び行政庁への提出が求められる。
- 加えて、受託者の信託報酬については、信託財産から支弁を受けるものであり、受託者の裁量に委ねることは利益相反の問題も生じ得ること、信託管理人の報酬については監督される立場にある受託者が決定することは不適切であること³⁸等を踏まえ、委託者との合意事項として、信託行為に規定すべき事項としている。
- 信託行為においては、少なくとも、公益信託報酬の支給の有無、支給する場合における支給額の算定方法、公益信託報酬の支払い基準の策定手続について規定する必要がある。

20. 租税特別措置法第40条の適用を受ける場合の対応【P】

- 個人が土地、建物、株式など譲渡所得が生じ得る財産を公益信託に寄附(信託譲渡を含む。)をした場合、当該個人に対して寄附をした財産の取得時から寄附時までの値上がり部分について、原則として所得税が課税(所得税法第59条第1項)されるが、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税を非課税とする制度が設けられている。(租税特別措置法第40条第1項後段)
- この特例には、「一般特例」(租税特別措置法第40条第1項後段、租税特別措置法施行令第25条の17第5項)と「承認特例」(同条第7項)の2つの制度があり、寄附者である個人がこれらを利用する場合には、公益信託の信託行為において一定の対応が求められる。

【具体的内容については、関係機関との調整等を踏まえて追記する予定。】

³⁸ 逆に、受託者の信託報酬について、一定の幅の範囲で信託管理人が決定することは許容される。

